

令和六年九月三十日（月曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
江口	暢子	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
今野	美奈子	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
石黒	覚	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	平山	雅之	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君

総務部長	岡本泰輔君
みらい企画創造部長	小中章雄君
防災くらし安心部長	中川崇君
環境エネルギー部長	高橋徹君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子君
健康福祉部長	柴田優君
産業労働部長	岡崎正彦君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸君
農林水産部長	星里香子君
県土整備部長	小林寛君
会計局次長	佐藤泰宏君
財政課長	大村敏弘君
教育長	高橋広樹君
警察本部長	鈴木邦夫君
代表監査委員	松田義彦君
人事委員会事務局長	荒木泰子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

午前 十時 零分 開 会

○柴田委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

この場合、申し上げます。菊池文昭委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

菊池文昭委員。

○菊池委員 皆様おはようございます。公明党の菊池文昭です。今定例会、質問の機会をいただきありがとうございます。今回も質問が多岐にわたっておりますので、早速質問に入ります。

東北公益文科大学の公立化について副知事にお伺いいたします。

本年八月八日に公益大の公立化と機能強化について、県と庄内の各自治体、大学間で基本合意書の取り交わしが行われました。平成の後期からの地元要望が実を結んだ意味と意義は大きく、人口減少の進む庄内地域における若い世代の定着や、起業などで地域の活性化がさらに進むことを期待いたします。

今定例会には、公益大の公立化と機能強化などについて一千万円余りが計上されておりますが、令和八年四月一日の公立化を目指し、スムーズな移行についてどう取り組むのでしょうか。

また、公立化については、副知事という側面と大学法人副理事長としての立場がございました。その点について苦労されたことと、一定のめどがついたことを含め、その所感をお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 平山副知事。

○平山副知事 お答えいたします。

東北公益文科大学の公立化につきましては、県、庄内地域の二つの市、三つの町の実務担当者、責任者で協議を重ねてまいりました。今年度、首長の検討会議も開催させていただいて、八月には県、二市三町、東北公益文科大学との間で基本合意書を取り交わしたところでございます。

この間、設立団体をどうするか、財政負担をどうするかなど、公立化に向けて解決すべき課題がありましたことから、様々なシミュレーションを行いまして、県として各市町の御意見を丁寧にお聴きしながら、合意に向けた議論を積み重ねてまいりました。その結果、今般、基本合意という形で示すことができたことは、法人の副理事長の立場でもあります私としても、公立化という目標に向けて大きく前進したのではないかと考えております。

とはいえ、目標とする令和八年四月の公立化まで準備期間が一年半しかないことから、公立化の手続を着実かつ迅速に進めることが何よりも肝要と考えております。

このため、来月にも、県、二市三町、東北公益文科大学による公立大学法人設立準備委員会を設置しまして、関係機関の間でコミュニケーションを図りながら、スピード感を持って準備を進めてまいりたいと考えております。

また、具体的な手続を着実に進めるため、準備委員会の下に専門部会を設けまして、専門家のアドバイスを受けな

がら、組織運営、財務会計、機能強化など各分野について、実務担当者間で検討を重ねてまいります。

一方、公立化という大きな状況変化に際しても、在籍する学生や教職員が、引き続き安心して学び、教育・研究に専念できますよう、公立化と機能強化に関して適時適切に情報提供するよう努めてまいります。

このたびの公立化と機能強化につきましては、産業界をはじめ地元からの期待が大変大きいと感じております。地域に魅力的な大学があることで若者の地元定着につながり、まちににぎわいをもたらすこととなりますので、庄内地域をはじめ県内外の多くの高校生が東北公益文科大学への入学を志望してくれることを願っております。そのためにも、高校生にとって、地元住民を含む県民にとって、そして地元産業界にとっても魅力的な大学となりますよう、二市三町や学校法人と連携しまして、機能強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございます。

公益大では間もなく総合型選抜A日程の出願期間を迎えます。少なくとも来春入学した方は二年次には公立化の大学に在籍するわけでありまして、今回の出願とそして合格がしっかりとその公立化の中で、子供たちにいい影響と、併せて、いい人材がこの大学に集って、そして地域に貢献していける大学にさせていただけるように今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、県庁内給水スポットの利用状況と今後の普及について環境エネルギー部長にお伺ひしたいと思います。

環境意識の高まりと、夏場の気温上昇に伴い水分補給の重要性から、マイボトルを持参し、必要に応じて山形のおいしい水を飲むことは、環境、健康の上からと地域の資源を愛することから大事な取組であります。

環境エネルギー部では、令和六年度予算において、プラスチックごみ削減に向けたマイボトルの利用促進が新規事業として、若手職員のアイデアが形となり計上されたものと伺っております。

県庁一階フロアに設置いたしましたマイボトル給水スポットの利用状況はどうでしょうか、ペットボトル削減にどのような効果があるのかお伺ひいたします。

○柴田委員長 高橋環境エネルギー部長。

○高橋環境エネルギー部長 お答えいたします。

県では、第三次山形県循環型社会形成推進計画に基づきまして、プラスチックごみをはじめとした廃棄物の発生抑制に係る取組を進めております。

プラスチックごみのうちペットボトルのごみにつきましては、県内各市町村で分別回収が行われておりまして、令和五年度の市町村回収量は約二千五百トンとなっております。これは、県民一人が年間で五百ミリリットルのペットボトルに換算して約百本相当を家庭ごみとして排出しているということになります。

このペットボトルは、多くはリサイクルされているところでありますが、環境負荷低減の観点からは、リサイクルより発生抑制のほうが望ましいとされております。そこで、県では今年度から、プラスチックごみ削減に関わる新たな事業としまして、マイボトルの利用促進に取り組んでおります。

この事業の柱の一つとしまして、プラスチックごみ削減を目的として給水器のレンタル事業を全国展開しておりますウォータースタンド株式会社と官民連携した取組を進めることとし、七月十二日に「カーボンニュートラル実現のためのプラスチックごみ削減に関する連携協定」を締結するとともに、この協定に基づきまして、県庁一階のジョンダナホールと県の環境科学研究センターの二か所にマイボトル用給水器を設置いたしました。

この給水器は、直接水道につないで水道水をフィルターで浄化して提供するというものになります。県庁舎の給水器は冷水と常温水が、また、環境科学研究センターのほうは常温水が給水できます。また、マイボトルを持参した方なら誰でも無料で給水できることとしていただいております。

このうち、県庁舎の給水器の利用状況につきましては、七月十二日の利用開始から二か月間で約六千リットルの利用がございました。これは、五百ミリリットルのペットボトルに換算した場合、約一万二千本ということになって、その分のペットボトルが使用されなかったということが想定されますので、一定程度のプラスチックごみ削減につながったものと考えております。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 とても大事な取組だなと思っております。この一万二千本、これは夏場の大変暑い時期ということもあったのかもしれませんが、今後、様々な公共施設等も含めて、もちろん熱中症予防ということも一部含めてでありますけれども、子供たちも含めて、その給水スポットがあることによって安心して水を飲んで学校から帰ることができたり、そのような取組も大事だと思っておりますが、さらにこの普及拡大というものについてどのようにお考えでしょうか。

○柴田委員長 高橋環境エネルギー部長。

○高橋環境エネルギー部長 夏場の二か月間はかなり多くの方から利用していただいたということで、一定の効果があったものと考えておりますが、今後、夏以外の時期の利用状況も把握して効果検証した上で、さらなる設置を検討

してまいりたいと考えております。また、市町村等へもこの給水器の効果等を情報提供してまいりたいと考えております。

なお、県では、「持ち歩こう！マイボトル運動」というのを展開しておりまして、九月には、マイボトル用の粉末飲料を販売しております味の素AGF株式会社と連携協定を結びました。味の素AGF社さんと県内のもったいない山形協力店が連携したキャンペーンを明日十月一日から実施する予定としておりまして、引き続き、マイボトルの利用促進を図ることで、プラスチックごみ削減に向けて循環型社会の形成を推進してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございます。様々効果検証しながら普及拡大に取り組んでいただきたいと思います。

水はやっぱり必要で、適量であればそれは大変ありがたいことではありますが、必要以上にありますと厄介なものです。

この七月二十五日からの大規模災害、これは本県にとって本当に未曾有の被害が発生いたしました。三名の方がお亡くなりになり、そして、二か月以上たちますけれども、今なお生活再建に取り組まれている被災者の方もいます。心よりお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興に取り組んでいただきますよう、私も応援してまいりたいと思います。

そこで、大規模災害等への対応について、これは防災くらし安心部長にお伺いいたします。とりわけ、視覚障がいの方が様々な情報を得る方法ということでお聞きします。

視覚に障がいのある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ているようであります。

文字情報を音声にする方法は、補助者による代読、パソコンやスマホの音声読み上げ機能やソフト活用のほか、文字内容を音声コード情報に変換して、活字文書読み上げ装置やスマホを使って音声化する方法などがあります。

また、視覚障がいのある方など必要な方が災害時などに情報を得る方法の一つとして、スマホのソフトを活用して災害リスク情報などを音声で聞くことができる「耳で聴くハザードマップ」を青森、秋田両県では採用しているようであります。住んでいる地域のハザードマップや避難所の場所等を知ることができる文字情報と連動した音声コードの普及を早急に進めることが必要と考えます。

また、今回の災害で、視覚に障がいのある方などへ情報を適切に伝えることができたのかどうか、現在平時の取組と併せお伺いいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 視覚障がい者の方の災害等の情報を得る方法についてお答えいたします。

災害リスクを低減するとともに、発災時でもその被害をできるだけ少なくするためには、視覚障がい者等を含む県民の皆様に関災に関する情報を迅速かつ正確に届け、早めの避難につなげていくことが極めて重要であります。

災害情報等の伝達につきましては、県地域防災計画や山形県災害時要配慮者支援指針により、テレビ放送以外にも、市町村の広報車や防災行政無線による呼びかけ、緊急速報メール、ラジオ、コミュニティーメディア、インターネットなど多様な手段を活用して周知を図ることとしております。特に、視覚障がい者の方に対して音声等による情報提供等を的確に行うこととしております。

今般の七月と九月の大雨の災害においては、本県では、ホームページや緊急速報メールいわゆるエリアメールですが——などを活用しまして、災害情報や避難指示情報等の周知を図ったところであります。視覚障がい者の方も、音声読み上げ機能などを活用し、御利用いただけたものと考えております。

また、ハザードマップにつきましては、国土交通省において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、道路防災情報一つのマップにおいてスマートフォン等のウェブサービスにより確認できる「重ねるハザードマップ」を公開していましたが、昨年五月にリニューアルを行いまして、これまで地図から情報を得ることが難しかった視覚障がい者の方でも、音声読み上げソフトを利用すれば比較的容易に災害リスクを把握できるようになりました。委員のお話にありました「耳で聴くハザードマップ」とともに、視覚障がい者の方がリスク情報を把握するための有効な手段の一つであると考えております。

県としましては、迅速かつ確実に災害情報を県民の皆様へ届けるため、これまでの情報発信手段などの活用を図るとともに、視覚障がい者の方への情報伝達について、まずは関係部局とともに、災害情報を受け取る際の課題や避難行動に移す際の課題などの詳細につきまして実態把握を行い、視覚障がい者向けアプリなど、効果的な手段・方法についてさらに検討してまいりたいと考えております。

大規模災害におきましては、道路の被災や冠水等により交通事情にも変化が生じることから、視覚障がい者等の要配慮者の方だけで避難することは難しい状況も想定されます。引き続き、市町村における個別避難計画の作成を促進するとともに、市町村、関係機関と連携し、個別避難計画が確実に実行され、視覚障がい者等の要配慮者の方が安全・

確実に避難できるよう取り組んでまいります。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございます。

国交省のソフトというか、視覚障がいを持たれた方にお聞きしますと、ちょっと使いにくいねということをお聞きいたします。そういう意味では、平時から、住んでいる地域の情報とかあるいは避難所の方向がある程度分かっているという、そういった備えも必要かと思えます。様々な手法はあるかと思えますが、ぜひ様々な情報を集めまして、視覚に障がいを持つ方への適切な支援の在り方というものについて取り組んでいただきたいと思います。

次に、被災者生活再建に寄り添う取組について引き続きお伺いいたします。

被災者が抱える住まいや生活上の不安といった多様な課題に伴走型で支援する災害ケースマネジメントを本県は今年度予算化されております。

被災者の中には、行政の窓口に行くことが難しかったり、各種支援制度の情報が届かなかつたりするケースもあり、そのような方をきめ細かくサポートする取組です。災害ケースマネジメントの推進で被災者に寄り添った支援は、被災後、早期に復旧と生活再建につながる重要な取組であります。

今回の豪雨災害を受け、被災者支援にどのように活用し取り組むのかお伺いいたします。

また、災害ボランティアセンターの活動状況はどうでしたでしょうか。平時からの備えが重要であります。機能したのかどうか併せてお伺いいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 災害ケースマネジメント、それから今回の災害ボランティアの活動状況について二点御質問をいただきました。

七月二十五日からの大雨では、九月二十五日時点で、住家被害は千七百五十四棟であり、そのうち半壊以上は五百三十八棟となっております。

県では、市町村と連携し、被災者に対し、応急仮設住宅の供与や被災者生活再建支援金の給付等を行うこととしておりますが、被災者の中には、委員の御質問にもありましたとおり、自ら支援窓口を訪ねることが難しい方や、課題を抱えながらも声を上げられない方がいる場合がございます。このため、アウトリーチにより被災者の抱える課題を把握しながら、ボランティアによる支援も含め、適切な支援先につなげ、被災者の生活再建を図る災害ケースマネジメントが重要であります。

また、被災者一人一人が抱える様々な課題に対応する上では、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うこととなりますが、被災者の支援ニーズの収集や支援そのものに携わるマンパワーの確保並びに収集した支援ニーズに係る情報の集約と関係者間の共有が課題であると認識をしております。

県としましては、地域に根差した支援活動を行う民間団体や専門的な知識を持つ機関等と市町村が連携し、被災者に係る情報を適時適切に共有しながら、効果的かつ効率的な支援が行われるよう、災害ケースマネジメントの実施体制の構築を促進してまいります。

具体的には、市町村職員や福祉関係機関、NPO等の民間団体等がそれぞれ担うべき役割等を整理する検討会の開催や、債務整理や登記等の権利義務関係など専門性の高い課題に対応するための士業関係団体との連携協定の検討など、災害ケースマネジメントが円滑に実施されるよう、まずは関係者間の連携強化を図りながら、課題対応に向けた効果的な連携対応ができるような枠組みづくりを市町村と連携して推進してまいります。

次に、災害ボランティアの活動状況についてお答えいたします。

大規模災害発生時には、様々な団体や個人がボランティアとして被災地に駆けつけ、被災者支援を行っており、市町村災害ボランティアセンターは、その活動の調整を担う拠点として、迅速な立ち上げが重要であります。

県では、県災害対策本部の設置と同時に県災害ボランティア支援本部を立ち上げ、市町村の災害ボランティアセンターの設置・運営を支援することとしております。

七月二十五日からの大雨では、支援本部で課題の共有・調整を行い、支援本部のメンバー組織が様々な支援を行ってまいりました。具体的には、災害支援を担うNPOによるボランティアセンターの立ち上げサポート、県社会福祉協議会による県内外の社協職員の派遣調整、青年会議所による人員と資機材の提供が行われたところであり、県としましても、SNSによるボランティア募集などの支援を行ったところであります。

こうした支援の取組により、被害の大きかった八市町村が七月三十一日までの比較的早期の段階で社会福祉協議会を中心とする災害ボランティアセンターを設置いたしました。被災者のニーズ調査が行われ、ボランティアの募集を通して、これまで約八千八百人の方々に活動いただいたところです。

災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるには、平時からの備えが重要であり、市町村では、設置訓練や資機材の整備、協力団体や関係機関とのネットワーク構築等に取り組んでいるところであります。

県では、市町村や社会福祉協議会の職員を対象に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る役割分担の重要性や費用負担、具体的な運営事例などを学ぶ研修を毎年開催しております。さらに、担当課長等が市町村を訪問し、社会福祉協議会との役割分担の明確化や協定締結等を促すなど、連携強化に向けて両者間で十分協議するよう働きかけも行っているところであります。

さらに、能登半島地震への対応におきましては、ボランティアの受入れに当たってトイレ不足への対応が課題であったことから、全市町村に対しまして、ボランティアセンター用の自動ラップ式トイレの整備を支援しております。

このたびの大雨被害では、ボランティアセンターへの応援体制の確保や、市町村と社協とのさらなる連携の強化、支援ニーズとボランティアとの効率的なマッチングなどの課題が明らかになったところです。酒田市など一部の市町村で現在も行われているボランティア活動に対しまして引き続き支援を行うとともに、今後、これらの課題に対応するため、外部団体の力を借りられるような関係づくりに取り組むほか、市町村と社協との連携体制構築に向けた市町村への働きかけを継続してまいります。

また、個々の被災者の状況把握・共有化など、センター活動の効率化のためのデジタル技術の活用を検討するなど、円滑な災害ボランティア活動を促進し、被災者の速やかな生活再建につなげられるよう取り組んでまいります。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございます。

やっぱり平時からの備え、そして各団体との連携、これ災害が起きて初めて気づくこともあります。そして、蓄積した県のアドバイスであったり様々な団体のアドバイス、ノウハウが現場で生かされるとても大事なことだと思いますので、どうか災害ケースマネジメント、被災者に寄り添った取組と、そしてボランティアセンターの活動がしっかりと進むように県としても今後取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、ドクターカー導入について健康福祉部長にお伺いたします。

令和四年九月、私もこの予算特別委員会でドクターカー導入について課題認識と他県の導入状況をお聞きしたところ、医療スタッフ確保が困難な状況であること、他県の事例や課題を聞き取りし、病院、消防本部等の関係者に改めて意見を聴いていきたいとの考えが示されました。

質問から二年がたちましたが、どのような対応をなされてきたのでしょうか。当時、本県と岩手県が未導入でありましたが、岩手県では導入されたと伺っております。

本県におけるドクターカー導入の考えを改めてお伺いたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 ドクターカー導入の検討についてお答え申し上げます。

医師が搭乗し救急現場に出動いたしますドクターカーにつきましては、近隣県の状況を確認いたしましたところ、県が主導して導入しているような事例はなく、個別の病院や消防本部を中心として、ほとんどは限られたエリアで運用されていると承知しております。最近では、岩手県立大船渡病院で試験的に運用が開始されておりますが、出動エリアは大船渡市内が中心で、稼働日時も限定していると伺っております。

ドクターカーは、即応性が高い反面、出動エリアが限られますため、ほとんどは都市部での運用となっております。仮に本県の全域で運用するとなりますと、四地域の各救命救急センターにドクターカーを配備し、それに伴い専門の医療スタッフ等を相当数配置しなければならないという課題がございます。

これまで県では、平成二十一年十月に設置いたしました山形県高度救急医療搬送体制検討委員会におきまして、ドクターヘリのほか、ドクターカーによる救急搬送について検討を行い、約一年半の協議の結果、ドクターヘリの導入を決定した経過がございます。その理由としまして、医師確保の課題のほか、ドクターカーの出動エリアがおおむね半径二十五キロメートル以内に限られ、県内全ての救命救急センターに配備しても県全域をカバーできないという課題があったためであります。

したがって、現在の本県の救急医療体制につきましては、基地病院である県立中央病院に県内全域を対象とするドクターヘリを配備し、その運用においては、県立中央病院救命救急センターの医療スタッフ九名に加えまして、県内外の医療機関から七名の協力医師など救急医療専門の医師を配置しているところでございます。

本県の救急科の医師は、少しずつ増えてはおりますけれども、いまだ十分とは言えず、今般の医師の働き方改革の影響もありまして、引き続き医師確保が大きな課題となっております。

こうした中、新たな取組としまして、去る七月から山形市はじめ村山地域全ての消防本部で救急医療情報共有システムの実証事業が行われており、来年度から本格運用される見込みでございます。このシステムにより救急現場から患者の医療情報を救急医療機関へデータ送信することで、受入れ判断の迅速化による搬送時間の短縮が期待されております。

県としましては、運用範囲が限定的なドクターカーの導入には様々な検討課題があると捉えておりますが、他県の

状況や専門家の御意見をお聴きするなど、より本県の実情に即した今後の救急医療体制について、引き続き調査研究したいと考えております。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございました。

課題も大変多いというふうに伺っております。

聞くところによると、東日本の中でこのドクターカーがまだ配備されていないのは、これは民間も公的も含めてなんですけれども、栃木県と山形県だけだと伺っております。これは私が調べたところであって、実際はどうかでありますが、要は、救急車とドクターカーと、最近では民間救急というのも活動し始めました。本当に必要なときには救急車が出動し、さらに重篤な場合にはドクターも同乗する、あるいは現場に向かう、そして比較的安定した方については民間救急の活用なんかも、これある意味ではすみ分けしていくというようなことも大事かと思えます。ぜひ、そのあたりを含めましてトータルに今後検討いただきたいと思えます。

次に、ギャンブル依存症対策について伺いいたします。

まず、この推進計画について伺いしたいと思います。

毎年五月十四日から二十日まではギャンブル等依存症問題啓発週間です。これは、ギャンブル等依存症対策基本法によって定められたものであります。統合型リゾートいわゆるIR推進法をめぐる議論の中で依存症対策の充実強化が求められ、国が基本法を制定し、本県においては、令和四年に山形県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、現在に至っております。

ギャンブル依存症は、長年社会問題となっており、その対策を充実させていく必要があります。

まずは、本県での依存症が疑われる人数の推移、また、ギャンブルが原因であると思われる多重債務の相談状況を併せて伺います。

また、今年度が最終年度となる現計画の支援の取組、また評価をお聞きするとともに、新たな計画はどのような考えで見直しを行うのか、伺いいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 ギャンブル等依存症につきましてお答え申し上げます。

委員からお話のありましたギャンブル等依存症が疑われる人数につきましては、関係法令に基づく令和五年度の全国の実態調査によりますと、十八歳以上七十五歳未満の年代の一・七%の割合となっております。この率を仮に本県の同年代人口に機械的に当てはめた場合でございますが、本県は約一万二千人と推計されます。あくまで推計でございます。ちなみに、平成二十九年度の類似の調査では、項目に多少異なる部分があるので単純比較はできないわけなんですけれども、県内で約五千六百人と推計がございまして、増加傾向にあるものと捉えております。

ギャンブル等依存症に関しましては、令和二年度から県の精神保健福祉センターに相談窓口を設置しておりまして、相談件数は、令和四年度が五十九件、令和五年度が八十一件、令和六年度は九月現在で既に八十七件ということで、年々増加しております。また、年代としましては三十代から四十代の男性が多く、ギャンブルの種類も多様化しており、オンラインでできる競馬や競艇などの賭け事が特に増えている状況となっております。

一方、多重債務に関する相談窓口は、東北財務局山形財務事務所には設置されておりますが、従来の相談件数は年間六ないし八件に対しまして、今年度は既に同程度の件数となっており、中にはヤミ金融に関わる相談もなされるなど、事案が複雑化・深刻化していると伺っております。

本県では、国の基本計画を踏まえまして、令和三年度に山形県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、それ以降、様々な取組を進めております。また、毎年度、医療機関や司法、行政機関などで構成する連携会議を開催し、情報共有や課題解決に向けた検討・協議のほか、関係機関と連携した評価検証を行っております。

具体的な取組としましては、まず一つとして、予防・普及啓発に関しまして、五月の啓発週間を中心に、正しい知識の普及のため啓発チラシなどによる周知を図っております。また二つ目として、相談支援に関しましては、県の精神保健福祉センターや各保健所での相談対応をはじめ、家族学習会の開催、アドバイザーによる当事者向けの相談などに取り組んでおります。さらに三つとして、治療・回復支援に関しましては、県内で三か所を専門医療機関に指定し、患者などに寄り添った診療体制を整えているほか、ハローワークとの連携によります社会復帰支援など、啓発から相談、治療及び回復に至る一連の取組を進めております。

最近では、コロナ禍前に比べまして、インターネットを利用したものや違法性のあるギャンブルが増加している中、県内では家族の会が先月発足するなど、新たな動きも見られるところでございます。

県としましては、関係機関と連携しながらこれまでの取組を検証し、今年度策定いたします次期推進計画が新たな課題にも対応でき、より実効性の高いものとなるよう検討を進めてまいります。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございます。

このギャンブル依存症は、大リーガーの通訳を務めた方がその依存症であるということが話題になってから、実はもうIR推進法ができるあたりからその対策というのをしっかりやらなきゃいけないねということになっておったわけなんですけれども、これだけ多額のこの賭け事というか、いわゆるオンラインカジノあるいはスポーツベットと言われるスポーツの勝ち負け——私はよく分からないんですけども、点数の差がどうだとかいうところがあるかと思えます。

一方、パチンコ、パチスロや、競輪、競馬、競艇というような公営のギャンブルもあるわけでありまして、私はギャンブル否定派ではありませんが、ただ、これは正しく啓発することが大事だなと思っています。

今、部長から教育の一次予防、二次予防、三次予防についてお話ありました。しっかりやっていただきたいなと思っています。

八月三日でしたか、全国ギャンブル依存症家族の会山形が設立いたしました。そのとき私も行ってまいりまして、様々壮絶な体験もお聞きいたしましたし、これからどうやっていくのかということについてお話がございました。この写真を見ていただきたいんですけども、(画像を示す)大変若い方が多いんですね。そういう意味では、若年層への対策というのはとても大事だなと思っています。

その中で気になるキーワードがありまして、嗜好と嗜癪、いわゆる嗜好品の嗜好ですよ、時間とお金があったときにちょっと楽しむかという人と、嗜癪というのはまさに癖ですよ、時間が空いたらギャンブルをする、あるいはギャンブルのために時間を空けるという、そういった方がおります。

その家族の会の調べによりますと、このギャンブル愛好家いわゆる嗜好の方については、ギャンブルを開始した年齢が平均で三十・六歳、病的ギャンブラー、まさに嗜癪と言われる方でありまして、開始年齢が十八・一歳と、大変若いときからギャンブルにのめり込んで抜けられなくなっていくという状況であります。

そういう意味では、教育現場での対策強化が必要でありますので、次に教育長にお伺いしたいと思います。

先ほど柴田部長からありましたとおり、依存症対策として、一次予防では民間団体や医療・行政・地域の連携で正しい知識の普及を行う予防教育、二次予防では早期発見・早期介入、そして三次予防では再発防止への取組であります。

家族の会に寄せられましたギャンブルによる借金の平均額、これ令和元年でありますけれども五百五十万円。令和五年でありますけれども、ここについては八百五十五万円ということで、もう大幅に増額しております。その原因は、スマホの普及によるオンラインギャンブルと分析しております。高校生でもオンラインギャンブルはできるというふうに話しておりまして、最短で十分ぐらいでオンラインカジノにつながるができるというような話もしております。

そういう意味では、本当に若年層の対策、そして違法なギャンブルの危険性というものについて教育現場での周知啓発が必要と思いますが、そのお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

ギャンブル依存症に関しましては、学校において、高等学校学習指導要領における保健体育科科目「保健」の指導内容の一つである「精神疾患」の項目の中で、アルコールや薬物に加えまして、ギャンブル等を含めた依存症につきましても取り扱うこととされております。

文部科学省では、依存症に関する指導の充実を図るため、平成三十一年三月に教師用の指導参考資料や生徒用の啓発リーフレットを作成しておりまして、県教育委員会では、各学校に対しましてその積極的な活用を促しているところであります。

また、県教育委員会では、毎年度「子どもの健康づくり連携事業」として、各学校が抱えます健康課題解決のために専門医を派遣し、児童生徒への指導に生かしており、その中で、依存に至るメカニズムや依存の危険性などについて、精神科医等が児童生徒を対象に講演などを行っているところであります。

さらに、今年度は、学校で依存症について指導を行う教職員等を対象に、精神科医を講師に招きまして、ギャンブルも含め依存症予防に向けた指導のポイント等を学ぶ研修会を実施することとしております。

文部科学省では、令和七年度の概算要求におきまして、ギャンブル等の依存症や薬物乱用など、学校保健の今日的な課題に関する参考資料や動画の作成等に係る予算案を計上しております。県教育委員会といたしましては、これら参考資料等も活用しながら、引き続き、児童生徒や教職員のギャンブル依存症に対する理解増進に努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございます。

先日、岩手県の矢巾町というんでしょうか、岩手医科大学のすぐ近くにありますが「東北グレイス・ロード」に行っていました。ギャンブル依存症に悩む方が集団で更生へのプログラムを受ける施設であります。

病人だと少し顔色が悪かったり、あるいは包帯巻いたりなんてこともあるわけなんですけど、ギャンブル依存症の方は外見から全く分からないということでもあります。そもそも本人がギャンブル依存症であること自体が分からないということがあります。

このグレイス・ロードさんは、東北という名前がついていますが、国内に三か所、岩手も含めて、新宿そして山梨と三か所ありまして、山梨のほうには山形県の方も三名入られているというようなことであります。岩手のグレイス・ロード、当時十六名でしたけれども、新たにまた十名入って二十六名で依存症対策をしているんですが、残念ながら、ここから本当に抜ける、更生する方というのは三割だそうです。そういう意味では、途中で脱落したり、あるいは一旦よくなったと思っても、また始めてまた戻ってくるというようなことがあります。

衝撃的な言葉は、本当にさっきの病的なギャンブル依存症の方の最後ってどうなっているかということ、最後ということではないんですけども、借金を返すためにひたすら働くということもあるんですけども、ギャンブルをまた始めるという、借金のためにギャンブルするという。また家族が、その借金を返済するために、親が年金だったり、また働いて補填していく、永遠に親が返し続ける、家族が返し続けるということが一つ。あともう一つは、ギャンブルでつくった借金を返すために様々な犯罪に手を染めて収監され、また犯罪者となっていくのが一つ。もう一つ、最後は自死という方法しかないという、本当に最後はそういう極めて厳しい状況になっております。教育現場での教育、周知啓発というのは本当に大事であります。

鈴木学議員から市販薬の過剰摂取いわゆるオーバードーズの質問がありました。これも依存症の一つであろうかと思しますので、ぜひ総合的にこの依存症の対策というものにしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げます。

次に、産業振興について産業労働部長にお伺いいたします。

価格転嫁の適正化、これは大事であります。十月十九日より最低賃金は時給九百五十五円になります。コロナ禍から半導体の品薄や、食料品から肥料に至るまで相次ぐ値上げなどが続いております。多少値上げがあっても、燃料費や材料費、輸送コスト、人件費も上がる中、致し方ないのかなという気持ちに私はなっております。企業として、事業者として適切な利益を生み出す努力を重ねられておりますが、上昇する原材料費や人件費などを適正に商品や製品に反映させることは、中小・小規模事業者が事業を継続する上で重要であります。

他方、年収百三万円や百六万円、百三十万円など税制上の扶養に関する壁があり、働き方や人手不足の中、勤務時間、残業時間調整など、とても難しい課題も一方にはあります。

今回補正では、適切な価格転嫁を促進するための予算が初めて計上されました。企業における適正な価格転嫁に向け、県はこれまでも取り組んでいただいております。

それで、この価格転嫁の現状、課題の把握、そして今補正で予算化した上で、今後どのようにその適正化に向け取り組むのかをお伺いいたします。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 価格転嫁の適正化に向けた取組についてお答えいたします。

原材料価格、エネルギー価格など様々なコストの高騰が長期化し、企業利益を圧迫している中、県内中小企業の持続的な成長に向けては、コスト上昇分の適正な価格転嫁が不可欠となります。

県では、これまで、価格転嫁を促進する機運を高めるため、令和五年三月に経済団体、労働者団体、行政機関など十一団体による「価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を行うとともに、政府が発出した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など価格転嫁に関する支援策の情報発信や発注者側の立場で取引先との望ましい取引関係を築くことを表明するパートナーシップ構築宣言を県の補助事業の要件にすることなどにより価格転嫁の促進に努めてまいりました。

このような中、県内中小企業を対象として今年八月に実施いたしました調査によりますと、企業のうち約九割が取引先との価格交渉ができてきているものの、そのうちの約四割がコスト上昇分の三分の一しか価格転嫁できておらず、さらに、価格転嫁の内訳を見ますと、原材料費については比較的価格転嫁できている一方、労務費については約三割の企業が全く価格転嫁できていないという状況にございました。

企業からは、「労務費上昇分は生産性や効率性の向上を図り自社で吸収すべきといった商習慣がある」「労務費はコスト上昇の根拠が示しにくい」「価格転嫁を持ち出すと今後の取引関係に悪影響を及ぼす懸念がある」などのお声をお聞きしたところです。

こうした課題に対応していくためには、価格転嫁を取引慣行として定着させていくとともに、適切な価格交渉を促進し、賃上げを可能とする原資を確保できる経済環境とすることが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、従来の対応に加え、共同宣言を行った十一団体による連絡協議会を開催し、価格転嫁の現状や各団体の取組の共有と情報交換等を行うなど、発注者と受注者双方が価格転嫁を認め合える関係構築や、県内中小企業や産業支援機関等を対象とした原価計算や価格交渉の手法等を内容とした実践的なセミナーの実施など、価格転嫁に関する取組を強化するべく、今定例会に提案させていただいているところでございます。

県としましては、引き続き、県内中小企業の価格転嫁の状況を逐次把握するとともに、関係団体等と連携を深めて適正な価格転嫁に向けた支援体制を強化し、県内中小企業が事業活動を継続していけるよう、しっかりと企業支援に取り組んでまいります。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 原材料費が、いわゆるその物の価格、製品の価格というよりも、まず原価ですよ、そこについては比較的認められるものの、人件費というのはなかなか正当に評価されていないねというお話でございました。

今後、いわゆる原価表とか、どのくらいのコストがかかっているかというのが、先方に、例えば取引先に正しくお示しすることが理解を得られることにつながってくるかと思っておりますので、ぜひ、時給が来月五十五円アップするわけでありませけれども、こういったタイミングを捉えて、人件費というものもその製品の原価になっているんだというようなことをしっかりとまた取引先にもお伝えできるような体制というものについて取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

次、観光文化スポーツ部長にインバウンド観光への取組についてお伺いいたします。

今年二月から八月までの各月の訪日外客数が七か月連続で同月の最高値を更新するなど、全国的にインバウンドは好調に推移しておりますが、その多くはいまだ三大都市圏、いわゆる近畿、中京、首都圏というところに集中しているようであります。その一方で、コロナ禍を経て、旅行者の意識はその地域ならではの食や伝統文化にじかに触れることなどへ向けられております。山形県には、食・伝統・文化などの魅力が多くあります。また、これらを生かす広域での誘客戦略も重要であると思っております。

そのような中、昨年三月に本県は観光庁の高付加価値なインバウンド観光地づくりにおけるモデル事業の継続検討地域となっております。これは補欠ですね、十一地域の補欠ということでありましたけれども、先日、先週でありますけれども、モデル地域に選定されたと承知しております。誠にありがとうございます。

今年度は、県事業として高付加価値な観光地づくり推進事業に取り組んでおりますけれども、その事業の進捗状況、課題認識に加え、観光庁のモデル地域追加選定を受けての意気込み、あわせてこのインバウンドのさらなる受入れ環境の整備という態勢の整備についての考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 インバウンド観光への取組についてお答えいたします。

外国人旅行者の観光消費額は、国内旅行者に比べ大きく、地域経済への高い波及効果が期待されることから、インバウンドの拡大は、本県における観光振興施策の大きな柱になっているものと認識しております。

コロナ禍を経て、いわゆる「モノ消費」から体験に価値を見いだす「コト消費」へのニーズの高まりや、個人旅行者の増加といった変化に対応することがインバウンドを拡大するための課題と捉えております。

このため県では、外国人観光客の中でも本県の観光資源の価値に共感し、体験することに消費を惜しまない比較的裕福な層に着目し、本県全体の魅力向上とインバウンド受入れ態勢の充実を図る誘客施策を進めております。こうした取組を進めることで、幅広い層の旅行者にも施策効果が波及し、より多くの来訪につながるものと考えております。

本県には、雄大な自然や出羽三山などの精神文化、地域に根差した食文化など、「コト消費」を求める外国人観光客の興味や期待を満たす魅力的な資源が豊富にありますことから、現在、海外の専門家のアドバイスを受けながら、そうした県内の優れた観光資源を付加価値の高い旅行商品として開発する取組を行っております。具体的には、外国語対応の山岳インストラクターの案内で蔵王の樹氷原を散策するプログラムとか、厳かな出羽三山でのヨガや瞑想の個人レッスン等のコンテンツづくりを進めております。

一方、観光庁では、都市部に集中する外国人観光客の地方への誘客を促進するため「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を開始して、令和五年三月に指定しました十一のモデル地域を対象に集中的な支援を行っております。本県としましてもモデル地域に追加選定されるよう、対象エリアを当初の出羽三山エリアから県内全域に拡大し、DMOや事業者等と検討を重ねながら、高付加価値なインバウンド誘客施策をまとめたマスタープランの策定に現在取り組んでおります。

また、本年八月に観光庁の審査委員が本県を視察に訪れた際は、私も現地に駆けつけまして、関係者総出で本県の意気込みをアピールしたところでございます。このような取組が評価され、先ほど委員から御紹介もありましたが、先日、観光庁から本県をモデル地域とする旨の発表があったところでございます。

県としましては、このたびのモデル地域への選定を好機と捉え、市町村やDMO、事業者等とともに取組をさらに

深化させ、旺盛なインバウンド需要を地域経済の活性化につなげられるよう、付加価値の高い観光地域づくりを進めてまいります。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございました。

観光は、申すまでもなく本県経済を支える重要な産業であります。また、こうした中でありますけれども、「ラーメン県そば王国」の商標登録もあり、山形を知っていただく大変いい機会だなと思っております。

先ほど申し上げましたが、インバウンドが好調である一方で、観光産業には人手不足に対応するための経営効率化、いわゆる生産性の向上といった課題もあるところであります。各観光地においては、デジタルを活用したマーケティング、観光地間で連携した広域誘客の取組、伝統や文化などの観光資源にストーリーを組み合わせる取組、サステナブルな観光の展開など、様々な取組が進められております。

このような中、現在の本県の観光振興施策推進のための基本計画である第二次おもてなし山形県観光計画が今年度最終年度となり、次期計画の策定に向けて現在取組が進められていると思っております。

これまでの五年間の評価をお聞きするとともに、今後五年間の本県観光産業の成長・発展に向け、どのような視点で次期計画を策定するのか、部長として策定への決意や思いを開陳していただきたいと思っております。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 新たな観光計画の策定についてでございますが、現行計画である第二次おもてなし山形県観光計画は、観光による交流人口の拡大を図り、本県経済を持続的に発展させることを目指し、令和二年三月に策定いたしました。

策定後間もなく、新型コロナウイルスの猛威によりまして本県の観光産業も深刻な打撃を受けましたが、「全国旅行支援～やまがた旅割キャンペーン～」など観光需要喚起策の展開を通して、落ち込んだ観光需要の底上げを図ってまいりました。さらに、ポストコロナを見据え、宿泊施設が行う高付加価値化に向けた施設改修への支援など、本県の観光復活に向けた取組を重層的に展開してきたところでございます。

このような取組により、昨年の本県の延べ宿泊者数は、コロナ禍前である令和元年の約八割まで回復しました。また、昨年の外国人旅行者受入れ数につきましては、四十万人を超え、過去最高となったところでございます。

現在は、新たな観光計画の策定に向け、県観光審議会において審議を進めているところであり、第一回審議会では、今後の施策展開における視点としまして、一つ目に、本県ならではの観光資源を本物の価値として磨き上げることによる稼ぐ力の向上、二つ目に、DXの活用や専門的知識・技能を持った観光人材の育成による観光産業の活性化、三つ目に、全ての人々が安心して旅行を楽しめるユニバーサルツーリズムや貴重な観光資源となる伝統食や地域文化の継承など地域一体となった持続可能な観光地づくりの三点を重視していくべきとの議論がなされたところでございます。

また、こうした議論に加え、ほかの産業との関連が深く、裾野の広い観光においては、観光関係者のみならず、幅広い観点から御意見をいただき、新たな計画を検討していく必要があると考えるため、今後、様々な機会を捉えまして、本県観光の持つポテンシャルやあるべき姿等について、多様な分野の方々と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

新たな計画期間となる今後五年間は、現在の観光産業の回復基調を本格的な成長軌道に乗せるための重要な期間であります。未来に向けて、本県が国内外の旅行者から訪れ先として選ばれるとともに、住む人・働く人にとっても魅力があり、県民が誇りを持てる「観光立県山形」へと成長できるよう、全力で取り組んでまいります。

○柴田委員長 菊池委員。

○菊池委員 ありがとうございました。

やっぱり観光はこれから大事でありますし、インバウンドの地方への誘客であったり、あるいは山形の味というのもしっかりと楽しんでいただく観光の在り方というものについて、これから五年の大事な計画でありますので、様々な方の御意見をお聴きしながらしっかりとつくっていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

今年の夏は、私の住む地域のビアガーデンに様々参加をいたしまして、あるビアガーデンの会場で会長さんとお話することがございました。その方は警察官OB、幹部の方でございまして、当時在籍はしていないわけではありますが、ちょうど八月でありましたので、警察官職員が二名が亡くなったということについて、涙ながらに悔しい思いを私にお話してくださいました。涙ながらに残念だという思いを語られたということは、本当に、その警察ももちろん愛しているんですけれども、人の命がなくなったということについての悔しい思いというのが感じられたところであります。

県警でも、様々な資機材の充実と併せて、これから教育、そして体制、対応というものについて、警察官の命をなくしてなるものかという思いの中でこれから対応していただきたいと思っております。

それとあと、質問ではないのですが、過日、宮城県の丸森町へ行ってまいりました。

○柴田委員長 簡潔に願います。

○菊池委員 終わりですね——。時間となりましたが、遊砂地ということをつくってございまして、こういったことも含めて県としてもしっかりと対応していただきたいということを申し上げ、それぞれ御答弁いただいたことに感謝申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○柴田委員長 菊池文昭委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

石川正志委員。

○石川（正）委員 改めまして、おはようございます。

このたびの七月豪雨で命を落とされた方、またその御遺族に対しまして謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様が一日も早くふだんの日常を取り戻すことを祈念いたします。

また、このたびのこの予算特別委員会において発言の機会を与えていただきました同僚議員の皆様には感謝しながら質問したいと思います。

まず初めの大きなテーマ、七月二十五日からの大雨被害への対応ということですが、初めに中小河川の復旧計画について。

令和六年度県土整備部主要事業の施策にもございます県土強靱化の取組に関しては、県管理河川について、令和五年度末で計画に対する進捗は約半分となっております。本県においては、令和二年度から五十年に一度と言われるくらいの大規模な水害が二年置きに発生してしまいました。降水量は、前ですと約二百五十ミリぐらいだったものが、今回の七月豪雨ではその倍の約四百二十ミリに達するなど、災害規模が拡大する傾向にあります。

今年三月に公表されました流域治水プロジェクトに基づく河川整備の進捗も踏まえ、七月豪雨をどのように分析され検証されているのか、県土整備部長に伺います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

七月の豪雨では、最上、庄内地域の県内六地点で四十八時間の降雨量が観測史上一位を更新いたしました。そのうち新庄では四百二・五ミリを記録し、これまでの一位である平成三十年八月豪雨の二百六十八・五ミリを大幅に更新しております。

新庄市の新田川や酒田市の荒瀬川など、二十三河川三十七か所で越水、溢水、破堤による氾濫が確認され、県管理河川における護岸等の施設被害も、九月十一日時点で千五十三か所、被害額四百七十一億円に上り、令和二年、令和四年の豪雨災害を大幅に上回っております。

今回の豪雨災害は、近年県内で発生した豪雨災害と比べても、雨量、被害規模ともに甚大であり、県では、国土交通省と連携し、氾濫要因の検証や有効な対策の検討を進めているところでございます。

今後の治水対策として、県では、近年の豪雨災害の激甚化・頻発化や、今回の豪雨災害を念頭に置いた対策を推進してまいります。

具体には、河道拡幅、堤防整備等の河川改修や、河川流下能力向上対策等を着実に進めるとともに、地域と協議しながら、遊水地等の洪水をためる対策やソフト対策と一体となった流域治水を国土交通省や市町村と連携して推進してまいります。

また、国土交通省では、全国の一級水系において、気候変動による降水量や流量の増加を踏まえた河川整備基本方針の見直しに着手していると伺っており、県でもその方針を注視してまいりたいと思っております。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 今、部長から答弁いただきましたが、ちょっとかぶるかもしれません。

今回被災した中小河川の復旧に関しては、これらを踏まえまして、より災害に強い河川を整備する必要があると考えております。今、答弁で一部触れていただきました。

また、あわせて、このたびの災害では、中小河川沿いの農地も土砂それから水等の流入によって大きく被害を受け

ております。農地復旧と一体となった河川改修が必要と思われませんが、その辺のお考えはいかがでございましょうか。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 それでは、農地復旧と一体となった河川の改修についてお答えを申し上げます。

今回の豪雨では、河川周辺の農地や用排水路も広範囲に被災しております。円滑な復旧を進める上では、河川を所管する県土整備部と農地や用排水路を所管する農林水産部及び市町村との連携が重要でございます。

令和四年に甚大な被害が発生した飯豊町の小白川、萩生川では、復旧計画の共有に努め、地元調整や仮設道路の使用等について連携協力することで手戻りをなくし、効率化を図ることにより、早期復旧につなげた事例がありました。

今回の豪雨災害の復旧に当たりましては、初期の段階から、県土整備部と農林水産部が調整の上、検討を進めることとしており、復旧が遅れることのないよう連携を密にしていきたいと思いますと考えております。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 もう初期の段階から既に連携されているということで、私が申し上げるまでもないのですが、このたび県民もしくは我々議会に対しましては、県管理河川としては、酒田市の荒瀬川それから新庄市の新田川等が公表されてございます。

このたび私が小中河川と申し上げますのは、それよりもさらに小さな規模の河川でございます。繰り返しになりますが、河川からの土砂の流入によって農地が傷ついていると、恐らくその事業費とかはこれから精査されるんでしょうけれども、農地の復旧に関しましては、県の小規模災で対応される例が多いのではないかと。

一方、県管理河川である河川の復旧に関しては、やはり時間がかかりますよね。その部分、今、部長のほうからも無駄をなくするような連携をもう既に取られているということでしたが、農地が最初に復旧して、その後、次に今度は河川の堤防の工事でありますとかになると、やっぱり若干二度手間になってしまう。ですから、被災された方々は、原因となった河川はどうするんだと。あとは、できるだけ来年早く農業をしたいという思いでございますので、若干矛盾しておりますが、その辺、これまで進めてきたとおり農林水産部と連携して対応できればというふうに思っておりますので、このような質問をいたしました。

部長、取りあえずありがとうございます。

次に、農地の復旧計画についてでございます。これは農林水産部長にお伺いいたします。

農地・農業用施設の被害については、今月、九月の中旬をめどに、既にもう各市町村から上がってきているのかなというふうに捉えております。

七月豪雨によって被災した農地の中には、土地改良区などに属していない圃場も見受けられます。それらは、ちょっとした河川からの水利権を得てやっているところでありまして、山の沢から水を引いているという小さな規模の農地でございます。

これまでも執行部のほうからタブレットを通して我々にはおおむねの被害状況等を報告されておりますが、このたびの市町村から上がってきた被害状況を農林水産部ではどのように捉えていらっしゃるのかお聞きしたい。

それから、農地の復旧に関しては原形復旧が原則となっておりますが、農地の復旧と合わせまして、農業用の用排水路、また作業される農道の整備など機能の強化を含めた改修が必要ではないかというふうに思いますが、農林水産部長の御所見を伺います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 農地の復旧計画についてお答えいたします。

七月豪雨の被害に関しましては、九月二十五日現在で、農業被害全体で二百三億円、うち農地・農業用施設においては百七十六億円の被害額となっております、記録が残る中では、風水害としては過去最大の被害となっております。

今回の災害はまさしく未曾有の災害ということで、被災地の基幹産業である農業にとって大きな痛手になるものと捉えております。

今回の豪雨災害では、河川氾濫や土砂崩れなどが発生した周辺の未整備農地についても被害が確認されております。こうした条件の不利な農地においては、耕作者の営農意欲が低下し、離農や耕作放棄につながりかねないということがありまして、農地の早期の復旧が重要と考えているところでございます。

基盤整備を実施した農地でありまして、その多くが土地改良区によって維持管理が行われておりまして、農地・農業用施設の災害対応に当たっても、土地改良区が施設管理者として被害状況をいち早く把握し、復旧に向けた地元や関係機関との調整、応急対応、復旧計画の立案などに大きな力を発揮します。

土地改良区が管理する水田の割合は、県全体では八五%ですけれども、最上地域は五一%と低い状況にございます。このため、土地改良区に属さない未整備農地の区域においては、被災農家に対する土地改良区のサポートがないために、復旧に向けた地域での調整に時間を要しているという状況にございます。

委員から御意見のありました、農地の復旧と併せた用排水路や農道などの改修につきましては、政府の災害復旧事業を活用した原形復旧と、災害防止や生産性の向上を図る既存の基盤整備事業を併せて行い、一体的に整備することで可能になるものでございますが、これらの政府の支援制度を活用するためにも、地域での話し合いが行われて、基盤整備事業への合意形成を図ることが重要になります。

事業実施主体である市町村が地域の調整役を担うこととなりますので、県としましては、災害復旧や防災・減災、生産性向上のための各種支援制度も丁寧に御説明いたしますとともに、実施に当たりましては、地域に応じて適切な事業になるように助言を行うなど、市町村を支援してまいりたいと考えております。

間もなく収穫が終了し、農地復旧が本格化してまいりますので、県としましては、市町村と連携して被災地域に寄り添って、農地の早期復旧と農家の営農意欲の継続に向け、きめ細かく支援してまいります。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 ありがとうございます。

次に、次期作に向けた支援という流れですね、技術的支援に関して質問いたします。

今定例会の代表質問の答弁にもありましたように、既に県では発災以降支援チームを編成し、技術指導などを展開しているということでした。次年度以降、農地の復旧が本格化していくと、多くの圃場は、これまで経験したことのないような河川からの土砂の流入、または山からの土砂の流入ということで、何を作るかによっても違うのですが、本来土壌が持つ機能とか多く失われていることが想定されます。

そのような中で、今年度も実施しておりますが、やはり来年度からはもう少し積極的な技術的な支援も必要と思いますが、星部長のお考えを伺います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 次期作に向けた技術的支援ということで御質問をいただきました。

県では、被害の発生後直ちに冠水、浸水、土砂流入等の被害に対応する技術情報をJA等の関係機関に提供して周知を図りまして、また、各総合支庁の農業技術普及課においては、それぞれ被害を受けた農作物の栽培管理として、排水対策や病害の防除、収穫が可能とされた農作物の収穫方法や収穫物の調製方法等について講習会を開催して、丁寧に技術指導を実施してきたところでございます。

さらに、甚大な被害が発生しました最上地域と庄内地域の水稻と大豆、最上地域のネギやニラ、庄内地域の日本梨につきまして、緊急に試験研究や普及部門などから成る農作物被害対策技術支援チームを立ち上げて、七月末に活動を開始いたしました。産地のダメージが深刻化しないように、各現場で速やかに生産者へ向けて被害程度に応じた対策技術等を提示いたしまして、農作物の生育が回復するよう支援に取り組んできたところです。並行して、被害の状況を程度別にマップ化しながら、生育状況、病害虫の発生状況、収量や品質への影響、泥や土砂が堆積した圃場の土壌の状態等を詳細に調査・解析しております。

次期作に向けましては、支援チームのその調査・解析結果に基づいた対策技術を取りまとめまして、地域で開催される話し合いに参画しながら、技術的な支援や指導を細やかに実施してまいりたいと考えております。

特に、土砂流入があった圃場においては、市町村が実施する土砂撤去等の災害復旧の進捗に合わせまして、現場に足を運んで土壌分析を行い、土作りや施肥計画の作成を支援するなどしまして、収量や品質がこれまでと同様に高く維持されるよう、技術指導に取り組んでまいります。

また、営農再開に向けて、今までとは違う新たな品目を導入したいという御相談があった場合については、導入計画の作成ですとか栽培指導を丁寧に実施してまいりたいと考えております。

このほか、冠水被害を受けた日本梨については、被害果樹の改植ですとか樹勢回復、防除計画の作成、排水対策等の指導に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

県としましては、市町村等と連携して、被害を受けた生産者に寄り添って災害復旧や次期作に向けた技術指導に取り組ましまして、営農意欲を失わず、安心して生産を継続できるように支援してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 時間がかかるんですが、ひとつよろしく願いいたします。

同じ農林水産部への質問になりますが、農業保険に関して、セーフティーネットの確認をさせてください。

農家のセーフティーネットとして、特に災害による収入確保として、収入保険それから農業共済が考えられますが、現在のそれらの加入状況、それから、まだ先かもしませんが、今回の大雨被害による加入者の被害の申告状況はどのようになっておられるのかお示しいただければ助かります。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 農業保険への加入状況についてお答えいたします。

農業保険は政府の公的保険制度で、経営体の販売額の減少に応じて補填される収入保険と、災害による品目ごとの

収穫量の減少に応じて補填される農業共済がございます。

収入保険と農業共済を合わせた主な品目の作付面積から見た加入率を出してみますと、水稻、大豆が九割程度、果樹が二割程度でありまして、野菜は農業共済の対象となっていないので収入保険のみになりますが、二割程度となっております。

次に、今回の大雨被害の申告状況ですが、九月十七日現在で、収入保険については、十九市町村で二百三十件の被害申告がございます。加入者全体の二割程度となっております。農業共済の加入面積のうち被害申告があった農地の割合を見ますと、水稻は二割程度、大豆は一割程度、果樹は一割程度となっております。

なお、いずれの被害申告も今後増えていくと見込まれております。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 作物によって加入率は違うということで、あと、収入保険に関しては、青色申告が前提となっております。前年度まで多分三五％—三七％ぐらいで推移しているものと推察しますが、そのような捉え方でよろしいですか—。

自然災害が頻発化、それから大きくというか激甚化する中で、やはり農業保険への加入を促進することが農家の皆様の安心安全を支えるというところで必要なのかなというふうに思いますが、来年に向けた農業保険への加入促進と、県ではどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いたします。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 委員御指摘のとおり、自然災害が激甚化・頻発化しまして様々な経営リスクがある中では、それぞれの経営体で何らかのセーフティーネットの制度加入が経営安定のためには非常に重要になると考えております。制度加入に当たっては、生産する品目や想定される経営リスクを勘案しまして、自らの経営に合った制度を選択することが大切であります。

このため、令和三年度に農業セーフティネット加入促進協議会を立ち上げ、オール山形で加入促進に向けた取組を進めております。令和四年度には収入保険の保険料助成を行い、この年の収入保険への新規加入者は過去最多となった一方で、加入していない農業者からは、「加入の必要性を感じない」「どの制度に入るか判断が難しい」といった声が聞かれました。

こうした農業保険への理解が不十分であるという状況を踏まえまして、令和五年度からは、農業共済組合やJA、市町村、県によるタスクチームを立ち上げ、農業者を対象とした様々な研修会等の場面で農業保険の補償内容の説明や個別相談を実施するなど、農業者に制度の理解を深めていただくための取組を進めております。

今年度からは、経営リスクへの備えや経営に適した保険制度を選ぶ際に参考となる情報をスマートフォンなどでチェックできる経営リスクに備えるオンラインツールを提供しております。

県としましては、今後とも、不測の災害発生においても経営への影響が最小限になるよう、関係者が一丸となって、セーフティーネットへの加入促進にしっかりと取り組んでまいります。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 このセーフティーネット、今回質問したのは、一つ大きなことがあってのことでございます。

ここはあえて答弁を求めるものではございませんが、今、部長答弁にもありました、特に収入保険ですね、これ今年の部分しかカバーできていないんです。これは、先ほど部長答弁の中にもあったように、国の法律に基づく制度でございますので、県議会もしくは執行部が幾ら知恵を絞ろうが何ともできない。ただ、令和二年それから令和四年の実例を見ますと、それからこのたびの七月豪雨を拝見いたしますと、復旧して次に作物を植えられるまでには、やはり二年ないし三年必ずかかるんですね。その間、農家の皆さんは、その土地から得られる部分の所得というか収入がほぼゼロになります、現行の保険の中では。

その中で、例えば我々が個人的に入っております生命保険とか住宅に係る部分の民間の保険には特約というものがございまして、何かといいますと、今までのスタンダードの保険があつて、例えば災害に備えるようなところをオーダーしつつプラスのオプション的なものを考えてはいかがかというふうに思います。

収入保険の制度見直して漠然として、法改正をお願いしますといっても、既に国では制度を維持するために国庫をかなり充当してございますので、ここはやっぱり我々、農業者もその部分をオプションという形で、経営者のさらなる負担を求めつつも、やはり災害から復旧まで複数年かかって、その間カバーするとなると、農業者の理解も得られるのではないかと、あるいは国が提唱する収入保険の狙いですね、そこに合致するものというふうに思いますので、ぜひここは農林水産部を中心に各部署の皆さん検討していただいて、災害に強い収入保険というところをできれば国に提案していただければありがたいというふうに思います。

星部長、ありがとうございました。

それでは、先ほども菊池委員のほうから観光の部分の質問がございまして、ほぼ同じ答弁が返ってくるのかと推察

いたしますが、私がこのたび質問するのは国内観光振興というところでございますので、大泉部長よろしく願います。

国内の観光誘客の拡大というところで、一番初めにお伺いするのは、山形県春の観光キャンペーンの取組と成果に関しましてお聞きします。

県では、今年の四月一日から六月三十日まで、ＪＲ東日本と連携し、山形春の観光キャンペーンが開催されました。私は、今年の二月定例会予算特別委員会においても当該キャンペーンに関する質疑を行っており、その際、当該キャンペーンは国内からの観光誘客拡大や地域活性化の起爆剤になるのではないかと期待している旨を伝えたところでございます。

キャンペーンが終了して約三か月経過するところでございますが、当該キャンペーンに係る取組状況と、キャンペーンを通してどのような成果があったのか、観光文化スポーツ部長に伺います。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 お答えいたします。

今年四月からの三か月間、ＪＲ東日本の重点販売地域の指定を受けまして県とＪＲ東日本が連携して実施しました山形県春の観光キャンペーンでは、「心ほどけるやまがた」をキャッチコピーに、美食・美酒、歴史・文化、祭り、田舎暮らしなど、本県の魅力ある本物や地域の方々のおもてなしに触れ、訪れる皆様にナチュラルな自分を取り戻してもらうことをコンセプトとして開催いたしました。

期間中は、夜の蔵王温泉大露天風呂の特別開放や肘折温泉における「ひじおりの灯」の特別展示、最後の米沢藩主上杉茂憲氏にスポットを当てた特別展の開催、杉並木に囲まれた羽黒山の参道を歩く石段詣など、合計で六十八に上る特別企画が県内各地で実施されたところでございます。

県ではこの間、キャンペーン特設サイトを開設するとともに、主要駅でのポスター掲示やＳＮＳ等により観光情報を集中的に発信いたしました。また、ＪＲ東日本においては、山形新幹線の新型車両Ｅ８系を使った団体臨時列車や、サクラノボの季節に合わせた臨時列車「さくらんぼ ＳＡＴＯＮＯ」などが運行され、団体臨時列車の催行率は九割を超えるなど、大変好評であったと聞いております。

また、取組の結果、今年度のゴールデンウィーク期間中の主な観光地の入り込み数は昨年度比で約一・二倍となったほか、キャンペーン終了後に行った観光施設や立ち寄り施設への入り込み数などの聞き取りを踏まえ、全体として好調であったと考えております。

なお、ＪＲ東日本においては、このたびのキャンペーンの結果も踏まえ、この秋にも臨時列車「いろどり ＳＡＴＯＮＯ」を運行すると伺っております。

また、今回のキャンペーンでは、持続可能な観光地域づくりを目指す取組の一つとしまして、ユニバーサルツーリズムの推進を図ったところでございます。具体的には、観光施設における介助の提供や車椅子での入店等を促進するため、県でバリアフリーマークを作成し、施設の入り口等に掲出いただく取組を進め、県内の五十二の施設から参加いただきました。加えて、乳がんの手術をされた方などにも温泉を楽しんでいただくため、県工業技術センターと連携して本県独自の入浴着着用マークを新たに作成し、六十三の県内温泉施設で掲出いただくなど、誰もが観光を楽しむことができる環境整備が着実に進んだものと考えております。

県としましては、各地域が主体となって実施しました特別企画やバリアフリーの取組等による機運の盛り上がりを一過性のものとせず、引き続き市町村や観光事業者等と一体となって観光誘客に取り組んでまいります。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 承知しました。

次に、国内からの観光誘客の拡大に向けた取組についてお伺いします。

今、御答弁いただきましたようなキャンペーン、このような官民や地域が一体となった観光振興に向けた取組は、観光消費額の拡大による地域経済の活性化はもちろん、観光客と県民がじかに交流することにより、県民が自分の住んでいる地域の魅力を再発見するなど、県民の幸福度増進にも資するため、今後も引き続き注力していく分野であると考えております。また、こうした取組の推進には、本県が全国に誇る多様な観光資源をうまく組み合わせる効果的に発信することが必要ではないかというふうに思います。

本県には、フルーツやラーメン・そばといったおいしい食べ物、また県内全市町村に湧き出る温泉や豊かな自然、それから人々の生活に根差した精神文化などの優れた観光資源がございます。観光客の入り込みが落ち込む冬においても、昨年とはなかつたんですが、雪が観光面においては大きなアドバンテージになっているものと考えられます。これらの観光資源を組み合わせれば、四季を通した観光施策もさらに講じられるものというふうに思っております。

個人旅行化が進む中ではございますけれども、旅行者のニーズやトレンドは常に変化しております。国内旅行者のニーズを的確に捉え、切れ目のない観光振興施策を展開すべきと考えますが、大泉部長のお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 自然が豊かな本県は、美しい景観、美食・美酒や温泉など、四季を通して魅力的な観光資源にあふれております。国内外の多くの方々に四季それぞれの本県の魅力を伝え、直接訪れ体験していただくためには、効果的な情報発信が重要であると考えております。

本県への観光者数を月別に見ますと、夏から秋に最も多く、冬季に落ち込む傾向が見られるため、県では、観光シーズンを先取りするための春の観光キャンペーン、冬季の観光者数の底上げを図るための冬の観光キャンペーンを展開し、切れ目のない観光誘客を行ってまいりました。さらに、県外事務所とも連携して、大都市圏の旅行会社への売り込みやイベントでの観光PRなど、通年で誘客に取り組んでおります。

また、旅行者のニーズを把握し、その傾向に合わせた観光コンテンツを造成し、効果的な情報発信を行うため、県ではこれまで、旅行者へのアンケート調査結果や県公式観光サイトへのアクセス分析などにより、本県を訪れる旅行者の性別や年代、居住地、人気の観光地の傾向などを把握し、データに基づいた施策を戦略的に講じてきたところでございます。

一方で、コロナ禍を経て個人旅行化が一層進み、旅行者の興味や目的も、食や温泉のみならず、地域での生活文化の体験、心身を健康にする自然体験など、ニーズの多様化・細分化の傾向が顕著となってきております。このため、これまでの分析に加え、今年度新たに旅行者の興味関心と行動パターンのデータやビッグデータを活用・分析することで、旅行者の年齢や性別だけでなく、個々人の趣味嗜好に合わせた観光情報を発信する実証事業に取り組んでおります。こうした取組により、これまで主に行ってきた不特定多数に向けた情報発信だけでなく、それぞれの旅行者の嗜好に応じた、よりきめ細かな観光情報の提供を行う基盤づくりができるものと考えております。

今後も引き続き、変化する旅行者のニーズを的確に把握しながら、効果的な情報発信を行うことでさらなる観光誘客に取り組んでまいります。

○柴田委員長 石川委員。

○石川(正)委員 力強い答弁ですよね。先ほどのJR東日本さんとの春の観光キャンペーンが単発で終わらないというところと、この前でしたか、たしか第二回のラーメンフェスタを十二月中にやられるという計画ですね。我々県政クラブには、自称ラーメン女王を名のる方もおられて、非常に(発言する者あり)——私は認めておりますが——ラーメンを、ラーメンだけを食べてにわざわざ高い新幹線に乗って、あるいは高い観光バスに乗って来られる方って結構多いですね。

あとは情報の発信ということで、今、県外事務所という御答弁をいただきましたが、やはり本庁からだけで発信するよりは、東京事務所、それから名古屋事務所、大阪事務所もありますので、その辺、できれば有効に働きかけるような再考も必要なのではないかなというふうに申し上げます。

また意見等については一番最後のくだりでやらせていただきますが、(発言する者あり)できれば静かに聞いていただきたいんですが。

次に、観光誘客拡大に向けた市町村との連携に関しましてお伺いします。

これは非常に手前みそな話なんですけど、八月末に、新庄市民の宝であり、誇りでもある新庄まつりが無事終了いたしました。このたびは、今までお休みしていた町内会も復活しまして、想定された全二十町内が山車(やたい)を出すなど、来年のビッグイベントを迎えるための準備ができていないかなというふうに思います。

御承知のように、来年度、新庄まつりは二百七十年、それから新庄市においては開府四百年、戸沢さんがいらっしゃってから大体四百年という周年を迎えるところでございます。開府四百年に関しましては、皆様御存じのとおり、直木賞作家の今村翔吾さんから四百年記念事業の総合アドバイザーとして御活躍いただいているところでございます。また、新庄市のほうでも、特設サイトの開設あるいはトークショーやガイドマップ作成など、多くの方々から訪れてもらえるような施策も講じているというようにお話を聞いています。

しかし、新庄市だけが一生懸命したとしてもやはり限界がございます。市町村単独ではやっぱり発信力にも限界があると思いますので、先ほどの国内観光振興を図る上からも、このようなイベントを迎える市町村と県との連携した取組が必要と考えますが、大泉部長のお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 地域で受け継がれてきたお祭りや伝統行事は、観光客にとっても、訪れることで身近に触れることができる大変魅力的な観光資源であると認識しております。

例えば、委員からただいま御紹介ありましたユネスコ無形文化遺産である新庄まつりや、酒田市の黒森歌舞伎、米沢市の上杉雪灯籠まつりなど、県内各地でのお祭りや伝統行事は、地域の方々が熱い思いと情熱を持ってこれまで保存・継承されてきたものであり、ストーリー性のある観光資源としての価値も高まっております。

各市町村においては、先人たちが築き上げた祭りや伝統行事を守っていくとともに、総合支庁が事務局を務めます

広域観光協議会と協力し、様々な取組を加えることで付加価値を高め、より魅力的な観光コンテンツに育て上げていくことが重要であると考えております。

そのような取組は始まっておりまして、具体例を申し上げますと、各市町村で開催されるひな祭りに着目し、撮影スポットの設置や着つけ体験など、ひな街道として広域で一体的に行う取組や、日本遺産「山寺と紅花」の構成文化財を生かし、山寺と紅花関連施設を巡るバスツアーの造成やスタンプラリーの実施など、市町村と広域観光協議会が連携し、それぞれの地域資源の魅力を最大限に生かす取組が行われております。

県としましては、市町村におけるこうした取組により創出されました観光コンテンツを国内外に積極的にPRすることで、地元への観光誘客の促進と地域活性化につなげてまいります。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 ありがとうございます。

米沢の雪灯籠まつりまで言及されましたことは、各市町村が抱えるイベントもしくは従来からの行事が県全体の観光資源であるというように私は捉えました。

これ、なぜこのような質問をしたかと申しますと、去る六月二十九日だったと思いますが、新庄市主体の新庄ふるさと応援隊交流会というものが東京都内でございまして、同僚でございます同じ新庄市選出の佐藤文一議員と一緒に出席させてもらいました。

これまで県の関係者はあまりおいでにならなかったんですが、市長が変わったからかどうかわかりませんが、今年の交流会には、当然東京事務所長、それから名古屋の所長さんもうらっしゃいました。県内の物産振興を含め観光というところで、時間の許す限りちょっとそんなお話をさせていただき、あとはやっぱり地元のイベントをぜひ県のほうに訴えてくださいねと、佐藤文一議員とともに預かってございましたので、非常に前向きな答弁をいただいたものと感じました。ありがとうございます。

観光に関する最後の質問になりますが、観光振興の取組を支える人材についてお伺いいたします。

先ほどの菊池委員の質問にも似たようなものがあったと思いますが、観光振興に係る取組は、行政だけではなくて、観光地域づくり法人や観光事業者の皆様が主体となって、観光コンテンツの発掘や造成、磨き上げ、旅行商品の造成・販売などを行っていただく必要があり、県としても、そうした方々のノウハウやスキル獲得に向け支援を行っていくべきというふうに考えております。

今後のトレンドを予測し、今の時代に合った対応策を生み出していくことができるような、今後の観光振興を担う人材の育成が非常に重要であると考えますが、大泉部長のお考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 本県の観光産業が持続的に発展していくためには、宿泊業など個々の事業経営を行う人材と、DMOなど観光地全体の経営や観光地域づくりを担う人材の双方を育成することが重要であります。

県では、山形県観光物産協会と連携し、観光人材養成機関であります山形観光アカデミーが行う宿泊や立ち寄り施設、交通事業者など県内の観光産業に携わる方々への研修を支援し、観光人材を発掘・育成しております。このアカデミーは、初代観光庁長官を塾長としまして、ビジネスマナーや英会話、バリアフリー観光など、観光産業に必要な基本を学ぶ講座をはじめ、県や政府の政策について学ぶトップセミナーなど、幅広い層に対応した人材育成を行っており、多くの受講者が県内各地で活躍しております。

一方で、ほかの産業との関連が深く、その裾野も広い観光産業におきましては、多様な産業をつなぎ、観光地全体の経営を担う牽引役として期待されるDMOの人材育成が求められております。

県ではこれまで、DMOを運営するための人材育成に向け、SDGsやユニバーサルツーリズム、観光DXなど新たな視点を観光地域づくりに取り入れるため、観光政策に精通したアドバイザーを招聘し、その指導に基づいて、観光コンテンツづくりや商品開発など、実践を通じた観光人材の育成を支援しております。

現在、県内では十三のDMOまたはDMO的機能を持つ団体が設立されており、地域全体の発展を考え、課題解決に当たっております。中でも、地域の鉄道会社と連携し、車内でのプロレス観戦などの独創的な旅行商品を販売している「やまがたアルカディア観光局」や、温泉地全体でユニバーサルツーリズムを推進するために取り組んでいる「DMC天童温泉」などがあり、地域を巻き込みながら、地域の資源を生かした観光地域づくりを推進している団体も見受けられるようになってきております。

県としましては、今後とも、変化する観光需要に的確に対応し、持続可能な観光地域づくりを進めるため、DMOを中心に地域の観光産業を支え、観光地全体の経営を担うことのできる人材を育成してまいります。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 大泉部長、ありがとうございました。

次に、最後の大きな質問に入ります。

空き家対策というところでございまして、最初に、県内空き家の利活用に向けた取組について県土整備部長にお伺いします。

地方都市においては、少子高齢化や都市部への人口の流出など、人口が減少し、地域の活力が低下しております。その影響により、特にまちの中心部では空き家や空き店舗が増加しております。中心部の活気やにぎわいを取り戻すために、空き家を活用してまちを活性化できないか、空き家を活用したまちの中心部のにぎわい創出となるような県内の取組はどのようなものがあるのか、県土整備部長に伺います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

県内の空き家の数は、総務省で実施した令和五年の住宅・土地統計調査によると三万五千九百戸となっており、前回実施しました平成三十年度の調査結果と比較すると六千三百戸の増加となっております。

委員御指摘のとおり、まちの中心部は、住む人が減少し、空き家や空き店舗が目立ち、まちの活気やにぎわいは低下している状況が散見されます。このような状況を踏まえ、県及び市町村では、町なかの空き家を活用し、暮らす人を増やし、人を呼び込み、にぎわいを創出する取組を進めております。

具体には、暮らす人を増やす取組といたしましては、山形市において、空き家や空きビルを改修し学生向けの賃貸住宅として活用する準学生寮プロジェクトを実施し、若者の町なか居住を進めております。また、上山市や遊佐町では、空き家を買取りリノベーションを行い子育て世帯向けに販売する買取再販事業を実施した事例、さらに鮭川村では、空き家の子育て世帯向け等の村営住宅として活用した事例などがございます。

次に、人を呼び込む取組といたしましては、市町村が民間事業者の空き家の利活用を支援することで、上山市ではカフェに、遊佐町ではパン屋や食堂に、朝日町ではゲストハウスにそれぞれ空き家をリノベーションし、活用した事例などがございます。

県といたしましては、このような居住人口の増加やにぎわい創出に取り組む市町村や民間事業者に対し技術的な助言を行うとともに、必要に応じて関係者との調整等を行うことにより、空き家の利活用を促進してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 ありがとうございます。

次は、これは常任委員会でも申し上げて、予算特別委員会でも申し上げるのは、甚だ恐縮なのですが、市町村の取組への支援に関しましてお尋ねいたします。

市町村では、空き家の除却補助などを実施しておりますが、利活用の取組はなかなか進んでいないというふうに感じております。空き家を利活用するためには、地域におけるニーズの把握など幅広い取組が必要であります。しかし、市町村ではマンパワー不足により取組が進んでいない状況にあります。

これも常任委員会ですが、県内現地調査で、遠藤委員長のお膝元になりますけれども、「かみのやまランドバンク」の視察では、民間が主導となって、行政と連携し空き家対策を行っており、行政の役割を補完するよい取組だというふうに感じました。

県内での民間事業者の活用や民間との連携など、県の取組はどのようなものがあるのか、もう一度小林部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

空き家の利活用を進めるためには、地域のニーズを的確に把握し、空き家所有者の意向確認を行うなど、様々な取組が必要になってきます。

一方、委員御指摘のとおり、多くの市町村では、空き家対策に必要な建築関連の専門知識を持つ職員が少ないことなどから、対応に苦慮している状況にございます。そのため、県では、先進的な取組を行っている「かみのやまランドバンク」を参考に、市町村に代わり空き家の利活用の取組や空き家バンクの運営などを行う民間事業者を「空き家対策エリアマネージャー」として認定する制度を令和四年度に創設し、これまで二者を認定しておるところでございます。

令和四年度に認定いたしました米沢市の「ウコギ社」では、地域住民や大学、行政等と連携したまちづくりの場を立ち上げ、空き家を交流施設やシェアオフィスに活用する取組を実施しております。また、令和五年度に認定いたしました新庄市の「温故知新」につきましては、現在、関係市町村と連携しながら、空き家の活用や移住・定住促進に資する事業の実施について検討を始めているところでございます。

県といたしましては、市町村の空き家対策を支援するエリアマネージャーの取組を全県に広げるため、市町村と連携し、活動に興味を示している方々と意見交換等を行いながら、認定者数の拡大に努めていきたいと考えております。

○柴田委員長 石川委員。

○石川（正）委員 ありがとうございます。

このたび何でこの空き家の案件を取り上げたかといいますと、今、答弁にもあったように、若者それから学生さん向けの支援は、ほぼほぼ地元のニーズに応じた取組がされていると。ただ、この予算特別委員会が始まる日だったと思いますが、残念ながら戸沢村の集団移転の話が地元紙に掲載された。その後どうなるのかはこれからなのですが、災害に遭われた方も、やはり私みたいに六十歳を過ぎると、新しい家を建てるというのは非常に困難でございまして、それと今、各市町村の中心部の空洞化を結びつけるためには、やはり空き家の利活用が的確ではないかというふうに判断いたしましたので、このような質問をいたしました。

最後に、小林部長には、いつか国にお帰りになる方だというふうに私は承知しております。辞令が出ればいつでも帰らなければならない。ただ、前段申し上げたとおり、このたびの七月豪雨はこれまで山形県が経験したことのない大災害でございます。ここは部長、一旦腹を据えて、この災害対応が何とかなるまでは国には帰らないというような強い気概を持っていただければ我々議会も安心いたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○柴田委員長 石川正志委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 九分 休 憩

午後 一時 零分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。佐藤正胤委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

佐藤正胤委員。

○佐藤（正）委員 自由民主党の佐藤正胤です。質問の機会を与えていただきましたことに心から感謝申し上げます。

まずもって、私からも七月の大雨被害でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さらには、連日被害の惨状が報道されております能登豪雨により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

全国で想定を超える規模の災害が発生しており、防災に対する考え方を根本的に変える必要があるのではないかと、いうふうに思っているところです。

大雨被害直後の災害救助法に基づく救助の関係や、仮設住宅の提供、被災住宅の復旧・修繕の支援などの生活再建支援、さらには道路・河川の復旧、農地・農業用施設、林道崩落への対応など、県当局においてもスピード感を持って様々な支援策を展開していただきました。御尽力をいただきました関係者の方々にも感謝を申し上げますと、ともに、県当局、職員の皆様の休日、昼夜を問わない御対応に対し、改めて感謝と敬意を申し上げます。

それでは質問させていただきます。

初めに、復旧工事に対する政府からの支援策について質問いたします。

災害時の行政対応は多岐に及びまして、その対応は大変困難なものが多いと思われませんが、特に、発災直後の救助活動をはじめ、被災者の生活再建においても、その対応に求められるものはスピード感だと考えます。一日も早く生活の再建を行うことによって、被災された方々の生きる希望につながるものと思います。

被災者の生活再建に向けてスピード感を持って生活支援、復旧工事に対応するためには、国の支援が必要不可欠であります。今後の災害復旧に向けて、県では国に対してどのような支援策、どのような対応を要望しているのかについては、県当局から我々議員にも様々な情報提供を受けておりますので、一定の認識はしているところではあります。

また、今月六日には激甚災害の指定等が閣議決定され、十一日に公布・施行されましたことは、私自身も八月六日の政府への要望会に同行しておりますので、その内容については一定程度理解をしておりますが、改めて、県では国に対してどのような要望を行っているのか、また、現時点において国から山形県に対してどのような支援が行われることになっているのか、その詳細を防災くらし安心部長にお聞きいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 政府に対する要望と支援策についてお答えいたします。

令和六年七月二十五日からの大雨による災害に関しまして、県では、政府に対して計三回の要望を行っているところであります。

委員御指摘のとおり、今回のような大きな災害の速やかな復旧に向けては、政府の支援が不可欠であります。令和二年七月、令和四年八月の大雨災害の際にも、被災直後に政府に緊急要望を行い、その結果、激甚災害の指定等の財政措置を受けまして、速やかな復旧事業につながったものと考えております。

今回につきましても、吉村知事が発災直後に被災現場を訪問し、地元市町村長や被害に遭われた方々から直接被害の実情などについてお話をお聞きしてまいりました。それらも踏まえまして、七月三十一日に、知事が防災担当大臣、国土交通副大臣及び農林水産大臣政務官とウェブによる面談を行いまして、激甚災害の指定等の広範かつ十分な財政措置や災害復旧事業の推進に向けて強く申入れを行ったところであります。

また、八月六日に、知事が森田県議会議長や市長会、町村会、さらには同じく被災した秋田県関係者ととともに、岸田首相をはじめ総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防災担当大臣及び農林水産副大臣と直接お会いしまして、改めて激甚災害の指定等の広範かつ十分な財政措置、災害復旧事業の推進、災害復旧等に対する特別交付税の増額配分について要望を行いました。

岸田総理からは、今回の災害を激甚災害本激に指定する見込みであること、また、各大臣からは、災害査定を早期に進め予算の確保を図ること、また、国管理道路や営農の再開に向けてしっかり進めることなどの発言をいただいたところであります。

これらの要望によりまして、九月六日に、閣議決定により今般の大雨による災害が激甚災害に指定されまして、災害査定の結果、被害額が要件を満たした場合は、公共土木施設や農地等の災害復旧国庫補助事業の補助率が一割から二割程度かさ上げ等がなされることになりました。

なお、九月九日には、被災者の生活再建支援の拡充に向けまして、厚生労働省社会・援護局長等に対しまして、政府が能登半島地震で創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金を今般の大雨被害世帯にも適用するよう要望しております。

県としましては、引き続き、被災市町村や被災された県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、必要となる事業に関する財政措置や制度の適用及び拡充につきまして政府に要望するなど、速やかな被災者生活再建と被災地の復旧復興が一刻も早く実現できるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 しっかりと国に訴えをして、例えば国庫補助かさ上げ等もいただけるという状況を理解いたしました。

中川部長、答弁ありがとうございました。激務となっていると思いますので御自愛くださいませ。

次に、こうした支援策を活用して、実際に本格的な災害復旧工事に取りかかるとは思います。特に、道路や河川などの公共土木災害について、災害査定の現時点での詳細と、復旧工事着手から改修・復旧に向けて今後どのように取り組むのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

七月二十五日からの大雨では、県内の広い地域に被害が生じており、河川・道路などの公共土木施設では、現段階で、県・市町村合わせて二千百十六か所、七百五十五億円の被害額となっているところでございます。

県では、被災直後から国土交通省、市町村、建設業協会等の関係機関と連携し、道路啓開、土砂撤去、土のうや仮設堤防の設置等の応急工事を行ってきたところであり、今後は、本格的な復旧工事を進めていく必要がございます。

この復旧工事の実施に当たりましては、国庫補助を最大限活用できるよう、その対象となる被災箇所において、国土交通省の災害査定を受け、具体的な復旧工法や工事費を決定していく必要がございます。このため、速やかに災害査定を受けられるよう、測量設計業協会等の協力を得ながら、申請に必要な調査・設計を進めているところでございます。

今回の災害査定におきましては、添付する図面等の簡素化、机上査定、早期確認型査定など、大規模災害時に適用可能となる制度を最大限活用することで、通常被災から二か月程度で開始するところを、半月以上前倒しし、九月上旬から開始することができました。

今後、人員体制を拡充させ、年内に全ての箇所において査定を完了させることとしております。その上で、災害査定を終えた箇所から順次実施設計を進め、早ければ年内から復旧工事を発注してまいります。

なお、積雪により通行に著しく支障が生じる道路など、県民生活への影響が大きい箇所につきましては、災害査定を待たずに、復旧工事の着手に向け、現在、国土交通省との協議を進めているところでございます。

また、河川につきましては、氾濫した河川において氾濫要因の検証と対策の検討を行っているところでございます。例えば、酒田市の荒瀬川におきましては、復旧とともに河川の改良を行う改良復旧を計画しており、対策に当たりましては、治山・砂防事業とも連携して進めることとしております。

県といたしましては、県民の安全安心な生活を一日でも早く取り戻せるよう、国土交通省、市町村、関係機関と連携を図りながら、引き続きスピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 事業も前倒しで進んでいると、しかも民間の皆様からも協力をいただいて、スピード感を持って取り組んでいるという状況が分かりました。これ、さらにできる限り早い対応をしていただきますようお願いいたします。

部長、どうもありがとうございました。

また、このたびの災害復旧に向けては、もともとの令和六年度の事業がある中で災害対応に係る業務が増加するわけですから、担当の職員の負担も大きくなっているものと考えられます。

そこで、県の組織体制、職員体制、総合支庁間の協力体制は具体的にどのように対応されているのか。

さらに、東北・北海道など全国の自治体からの職員の受入れも必要なことであります。他の自治体からの職員の受入れについては、このたびの補正予算で五千五百万円が計上されており、たしか十九名と説明があったかと思いますが、この受入れの詳細について、併せて総務部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答えいたします。

県内において大規模な災害が発生した際は、被災地域における業務量の増加を踏まえ、本庁や被災地域以外の総合支庁などから職員を一定期間派遣し、災害対応業務に従事することとしております。

今回の大雨災害におきましても、発災直後の七月下旬以降、本庁と村山、置賜両総合支庁から、土木や農業土木などの専門職員を最上総合支庁及び庄内総合支庁に派遣しており、十二月中旬までに延べ二千名を超える職員が現地調査や被災箇所の復旧、市町村への技術的な助言等の業務に従事する予定となっております。

一方で、今後の本格的な復旧に向けては、災害査定を進めるとともに、順次、復旧工事の設計・発注等に取り組む必要があることから、中長期的に人員体制を確保することが重要となっております。

今回の災害は、県内で発生した自然災害では最も大きな被害額であり、被災箇所も多いことから、九月二日には、本県の災害対応としては初めて、全国知事会に対し、土木職九名、農業土木職六名、林業職四名の計十九名の応援職員派遣を要請いたしました。

派遣要請の詳細ですが、期間は、土木職が来年三月三十一日まで、農業土木職及び林業職は十二月三十一日までとしており、人数は、土木職が最上六名、庄内三名、農業土木職が最上二名、庄内四名、林業職が最上、庄内それぞれ二名となっております。

この要請に対しまして、本日現在、九月二十四日から十月六日まで並びに十月七日から十月二十日までは短期派遣として延べ三十二名、十月二十一日以降は中長期派遣として六名の申出をいただいており、実際に九月二十四日から、十三名の応援職員が県職員とチームを組み、現地調査や復旧工事の設計・発注業務等に従事いただいております。

また、全国的に災害が発生しており、応援要請だけでは十分な人員を確保できないことも見込まれることから、現在、年内の採用に向け、総合土木職で約十五名、林業職で約五名の任期付職員の募集を行っているところです。

県としましては、災害復旧を迅速かつ確実に実施できるよう、業務の執行体制を整備するとともに、引き続き、様々な手段を用いて必要な人員体制の確保に努めてまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 協力体制をしっかりと取っているということが分かりますし、これだけの災害に対応するということとなりますので、この人員体制はとても大切だと思います。

さらに関連して被災市町村への応援体制についても質問させていただこうと思っていたのですが、代表質問での小松議員への答弁で理解いたしましたので質問はいたしません。私がなぜこの職員体制、業務体制の質問をさせていただいたのか。当局の皆様は「薄い質問するなあ」と思ったかもしれません。

皆さん御存じないかもしれませんが、私、実は、三十年ほど役所に勤めておまして、役所はイレギュラーな対応がなかなか得意ではないという部分があります。——これ、山形県庁がと言っているわけではありません。ましてこのような過去最大の豪雨災害でありますので、その復旧に関連する業務は本当に膨大となっていると思います。

役所時代の経験からすると、災害対応業務はやってもやっても終わらないと感じるものでした。夜は遅くなるし、土日等休日出勤は常態化して、途中で体調不良で来られなくなる職員が発生したり、年度途中なので人員体制を丸えず、兼務辞令の紙が一枚飛んできて、職員一人一人の負担が増えて、職場の雰囲気は重く暗くなるなどという負のス

パイラルに災害復旧関連の業務に関わる県職員の皆さんには陥ってほしくないという思いからの質問でした。

健全な組織でなければ、よい仕事、復旧業務への対応はできないと考えます。業務上で協力をいただけることは、国でも他の自治体でも、民間企業の方々でもどんどん協力をいただいて、また、県庁組織内で対応できるものは連携協力体制を強固にして対応に当たっていただきたいと思います。

もちろん我々議員も協力は惜しみません。被災者に寄り添い、希望の持てる生活支援、災害復旧復興につなげるためにも、当局、議会一丸となって、一日も早い復興復旧に向けた取組を展開してまいりましょう。

総務部長、ありがとうございました。

それでは次に、海外でのトップセールスの成果と課題について産業労働部長にお伺いいたします。

県では、山形県産業振興ビジョンや第二次山形県国際戦略に基づいて、海外での県産品の販路拡大、国際物流の強化を図っていると認識しております。こうした計画に即して、吉村知事も海外でのトップセールスを積極的に行っていると思います。

ここ最近では、昨年十一月のロサンゼルス、今年五月にはタイ、六月にはヨーロッパでのトップセールスを行っているようです。県内の特産品のPR、観光PRはもちろんのこと、特にロサンゼルスとヨーロッパでは、県産の日本酒が全国新酒鑑評会金賞数全国第一位となったことを契機として、県産日本酒のPRに力を入れたと伺っております。

ロサンゼルス、イタリア、フランスでの山形県産品に対する反応、特に県産日本酒に対する反応と、どのような評価を得ていたのか、産業労働部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 県産日本酒のトップセールスに関係しましてお答えいたします。

人口減少や嗜好の多様化により国内の日本酒市場が縮小する中、海外では、日本食ブーム等を背景に日本酒の需要が増加傾向にあります。海外の活力を取り込み、本県経済の発展につなげていくため、県では、日本酒をはじめとする県産品の販路拡大と輸出促進に取り組んでおります。

県産日本酒の輸出促進に当たっては、これまで、県国際経済振興機構など関係機関と連携して、現地商談会や日本食レストランでのフェア開催、さらには現地パイヤーの招聘などに取り組むとともに、トップセールスを含む海外プロモーションを実施してまいりました。

特に、昨年五月に発表されました全国新酒鑑評会での金賞受賞銘柄数全国一位獲得を好機と捉え、県酒造組合と連携して、各地域の実情に応じた県産日本酒のトップセールスを実施しております。

昨年十一月の米国・ロサンゼルスは、県産日本酒の最大の輸出先である米国の中でも日系人が多く住んでいることから、日系レストラン向けの販売拡大などを目的に、鑑評会で金賞を受賞した二十歳の酒を取りそろえ、トップセールスを実施した結果、参加した現地輸入業者等からは県産日本酒の品質の高さを改めて評価いただき、アピールにつながったところでございます。

また、今年六月のイタリア・ミラノは、二〇一五年のミラノ国際博覧会への出展を契機として継続的な取引につながった現地輸入業者がおり、輸出額が着実に増えていることから、さらなる取扱い飲食店の拡大を目的にトップセールスを実施した結果、飲食店関係者を対象として県内の酒蔵巡りや食文化を体験するツアーの造成に向けた準備が進められており、山形ファンの創出につながるものと考えているところでございます。

フランス・パリは、欧州の中でも有数の日本酒の輸出先でありながら、県産日本酒の輸出額が少ないことから、県産日本酒の認知度向上や販路開拓を目的にトップセールスを実施した結果、参加した輸入業者と県内酒蔵との間で具体的な商談が進んでいるほか、構築した人脈を通して、現在開催中の海外最大級の日本酒イベントであるサロン・デュ・サケ出展への協力が得られるなど、具体的な手応えを感じたところでございます。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 大変高評価で商談も進んでいるという状況、理解をいたしました。

それでは次に、今後の県産日本酒を含む県産品のトップセールスの方向性、海外での販路拡大戦略についてどのようにお考えなのか、具体的にどのような手法で進めていくのか、お考えをお伺いいたします。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 これまでの県の取組により、県産日本酒の輸出額は着実に増加しており、今後も輸出促進に取り組む必要があると考えております。

今後の県産日本酒の輸出拡大に向けては、現在、次期産業振興ビジョンに盛り込むべく検討を進めておりますが、大きく「質の向上」「認知度向上」「人脈構築・活用」「販路開拓・販売拡大」の四つの視点を考えております。

県では、質の向上として、工業技術センターによる醸造技術支援や農林水産部と連携した酒造好適米の開発を行います。認知度向上としてトップセールスを含む海外プロモーションでのPRなどを、人脈構築・活用としては、現地

有力者や本県ゆかりの方々との人脈を構築し、これを活用した取組を進め、その結果として事業者同士の取引につながり、県内酒蔵による販路開拓・販売拡大に結びつけていくことを目指してまいります。

特に、認知度向上については、さきのトップセールスにおいて、知事自ら、酒造りの背景にある気候風土や歴史・文化に加え、自然や精神文化、温泉、食など、山形の持つ多彩な魅力について丁寧に紹介することで、参加者から大変興味を持って受け止めていただきました。このことから、日本酒をはじめとする質の高い県産品や県産農産物、観光資源など、山形の魅力を有機的に結びつけ、一体的にアピールすることが山形県全体の認知度向上、ひいては県産日本酒の差別化にもつながるものと考えております。

また、トップセールスにつきましても、認知度向上だけでなく、今後の取引拡大の糸口となる経営者層など有力者との人脈の構築に大変有効であると考えております。対象国・地域における県産日本酒の普及段階も踏まえながら、効果的なタイミングや訪問先、ターゲットを判断してまいりたいと考えております。

加えて、トップセールス等で築き上げた関係を生かしていくことが重要であります。これまでも、トップセールスで構築した人脈などを活用し、現地飲食店でのプロモーションや県内へのバイヤー招聘などに継続して取り組んでおり、引き続き、人脈を大切にしながら県内酒蔵の海外での販路開拓・販売拡大を後押ししてまいります。

県といたしましては、四つの視点からの取組を基本としながら、県酒造組合や県国際経済振興機構、ジェトロなど関係機関と連携して県産日本酒の輸出拡大につなげてまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 答弁ありがとうございました。

今御答弁いただいたことを全部やったら山形県のものどれだけ売れるんだという感じの力強い答弁をいただきました。ぜひこれ産業振興ビジョンに反映させていただいて、夢のあるビジョンにさせていただければと思います。

私、七月にシンガポール、マレーシアに海外現地調査に行っていました。その現地調査の際に、現地で日本の商品を取り扱っているバイヤーの方と意見交換をする時間がございました。そこでのお話の中で、どの自治体もトップセールスだといって打ち上げ花火的にPRに来ているけれども、単発のイベント、いわゆる一過性のイベントではほとんど効果がないとのことでした。大切なのは、計画的に予算をしっかりと確保して継続して売り込むことだとの話を伺っていました。

ただいまいただいた御答弁ですと、幸いにも山形県は継続した活動を行っているようでございます。さらに、今後とも計画性を持って予算を確保し、継続した活動を展開していただきたいと思っております。

また、県産日本酒の海外展開は大変可能性のある事業だと思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。さらには、日本酒にとどまらず、様々な県産品の海外展開ができれば、「これを山形で食べてみたい、山形で飲んでみたい。山形に行ってみよう」と、インバウンドの誘致にもつながるものだと考えます。

また、トップセールスによって海外での販売戦略を継続することで販売ルートを確認させること、これももちろんですが、さらには人材、人的なつながりを強固にして、そのつながりを蓄積することで、外国人材の受入れにもつながる可能性も秘めています。こうした継続した活動が山形県にとっての大切な財産になるものと考えます。

県産品の海外展開に向けて、積極的に継続したトップセールスの展開、販路拡大と輸出促進を期待しまして、次の質問に移りたいと思っております。

次に、外国人材の活用について質問させていただきます。

県内の人手不足、人材不足を思えば、外国人材の積極的な活用は待たない状況にあると思っております。そんな中で、外国人材の活用については、国の法律が技能実習から育成就労へと大きくかじを切ったわけですが、このことによって、これまで外国人材を活用してきた県内企業でも様々な対応に迫られているということをお伺いします。

また、外国人材活用といっても、介護・福祉、建設土木、製造業、観光業などなど、業種業態によってそのニーズは多種多様であり、それぞれの企業が求める外国人材の国籍や能力を判断することが難しくなっている状況にあると思っております。さらには、以前から外国人材を積極的に活用している県内企業と新規に活用を始める企業とでも、その課題や要望は様々であると思っております。

山形労働局の今年一月二十九日の報道発表資料「外国人雇用状況」の調査結果を見ますと、令和五年の山形県内の外国人労働者数は五千七百四十三人で、前年同期比で千四百四十三人、二四・八%増加しています。また、これは平成十九年に届出が義務化されて以降過去最高の数値となっていると発表されています。また、国別ではベトナムが最も多くて二千二百九十三人、産業別では製造業が二千九百四十人と五一・二%、半数を占めているようです。

こうした外国人材の増加を考慮して、県では、外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金など、外国人材の受入環境の整備に向けた補助金を支給する制度もあるようですが、この補助制度について、実際に外国人材を活用している企業からお話を伺いますと、活用できる企業は一部にとどまり、制度活用のハードルが高く、多くの企業が望むものになっていないのではないかとのお声がありました。

外国人材の活用を進めるに当たり、こうした補助制度を実施する上で、企業の要望、ニーズの把握はどのように行っているのか、また、外国人材が増加している現状で、外国人材を活用している企業の幅広い課題へどのように対応していくのか、産業労働部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 あらゆる産業分野で人手不足が顕在化し、全国的に外国人材の受入れ拡大が進む中、本県においても外国人材の活用と県内定着に積極的に取り組んでいくことが必要であることから、昨年度、部局横断の「外国人材受入れ拡大プロジェクトチーム」が設けられ、業種ごとの現状と課題を踏まえた対応方策等を検討してまいりました。

その際のアンケートでは、事業者による外国人材受入れの生活支援上の主な課題として、住まいの確保とコミュニケーションの難しさの二点が挙げられました。また、産業労働部の独自の聞き取りにおいては、「アパートが見つからず受入れ用住宅を購入したが、シャワーやエアコンの整備に大きな経費がかかる」「言葉の問題により職場で孤立したり、なじめない場合がある」との声が多くありました。

こうした御意見等を踏まえ、今年度、外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金を創設したところでございます。

補助事業の要件として、外国人材を含む誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいることを前提とするため、「やまがたスマイル企業」などの認定を受けることとするとともに、外国人材受入れの直接のコストである家賃ではなく、冷暖房設備の設置やメンタルヘルスケアなど、生活環境の向上に資する取組を助成の対象としたものでございます。募集開始から半年が過ぎるところですが、問合せは多いものの、具体的な申請につながらない事例が見られるところ です。

今後は、改めて外国人材受入れに向けたセミナーの場や監理団体を通じ、事業者に対して制度の趣旨や要件を丁寧に説明し、利用の促進を図ってまいります。

今後も、県内企業における外国人材の受入れ拡大が見込まれるとともに、令和九年度に技能実習制度から育成就労制度への移行が予定されており、これまで原則不可とされていた転籍が一定の要件を満たせば可能となることから、外国人材がより賃金の高い首都圏等に流出することなどが懸念され、また、新たな制度に移行することにより、育成就労から特定技能へのキャリアアップを見据えた計画的な育成が必要となるなど、様々な課題が顕在化してくることも想定されます。

このため、今年七月に開設された「外国人材採用支援デスク」などの関係機関と連携を密にしながら、必要な施策を展開し、山形県が外国人材から選ばれ、定着につながる取組を進めてまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 職員の皆さんも企業からの聞き取りをきちんと行っていると、それに基づいて補助制度をつくったけれども、まだ問合せで止まっているということは、これ、何かやっぱり障害があるんでしょうね。ここをさらに聞き取っていただいて、使いやすい制度にしていいただければと思います。

先日、私も鶴岡市のある監理団体に伺って、様々なお話を伺ってまいりました。その中で、どんな支援があったらいいですかと聞きましたところ、やはり外国人労働者の人数に応じた住宅環境整備に対する支援をはじめ衣食住に関する支援があれば大変助かるという意見をいただいております。

これは、雇用している外国人材の数や業種などによってそれぞれ違いはあるかと思いますが、例えば、外国人労働者への家賃の補助でありますとか、県産米、お米の支給などは、多くの外国人労働者を受け入れている企業にとっては大変魅力的な支援になるという話も伺ってきました。

さらには、通訳を確保するための支援であったり、首都圏から山形空港、庄内空港に移動する場合の交通費の補助など、こうしたものにも支援があれば、さらに積極的に外国人材の活用を進められるという意見も頂戴してまいりました。

こうした現場の意見、現状をしっかりと受け止めて、ニーズに沿った必要な事業を展開していただきたいと思っております。

部長、どうもありがとうございました。

それでは次に、スポーツマウスガードの普及について観光文化スポーツ部長に質問させていただきます。

このスポーツマウスガードの普及については、令和五年十一月に山形県歯科医師会から「スポーツ活動に励む児童・生徒へのマウスガード推進について」の請願書が提出され、令和五年山形県議会十二月定例会において、スポーツマウスガードの推進に係る請願として全国で初めて採択されたものであります。資料の画像は、歯科医師会の全国広報に取り上げられたということで、大変注目されているということであります。（画像を示す）

また、同定例会一般質問において、遠藤寛明議員からスポーツ活動中における口腔外傷の予防についての質問がなされており、このときには高橋教育長より、児童生徒が安全安心にスポーツに取り組むことができるように、競技団

体へのスポーツマウスガードに係る情報提供などについて引き続き県歯科医師会と連携を図っていくとの答弁がございました。

今回私は、スポーツに取り組む子供たちの口腔外傷の予防のため、スポーツマウスガードを装着することの重要性について、県の認識、考え方について改めて質問をさせていただきます。

まず、県歯科医師会でのスポーツマウスガードの普及へ向けた活動を少し紹介させていただきます。

県の歯科医師会では、マウスガードの普及のために、休診日とか休日を返上していろんな活動を行っているんですね。(画像を示す) これは、今出ているのはワイヴァンズの公式戦でブースを持ったところですね、普及啓発活動の一つです。さらには、これは大学ラグビー、慶應と明治のとき、このときもブースを出してスポーツマウスガードの普及に努めていると。さらには、これは鶴岡で行われましたアンダー十六の国際バドミントン大会、このときもブースをつくって普及活動を行っているという状況にあります。

さらに、自発的にスポーツマウスガードの製作についての講習会なども行っているようです。これも従業員の皆さんがお休みを返上してという形になっているようでございます。こうした山形県歯科医師会のマウスガード普及に対する献身的な活動に頭の下がる思いであります。

さらには、歯科医師会では、スポーツマウスガード普及・推進における課題としまして、一つ目がスポーツマウスガードについての認知度が低い。歯科医院で製作するカスタムメイドのマウスガードは比較的高額である。小中高生の時期は顎の発育が活発で、成長に合わせて再製作を繰り返していかなければならない。さらには、人によっては装着感の不良でスポーツパフォーマンスに影響する場合もある。と、こうしたことを課題として認識しているようです。

加えて、歯科医師会では、このスポーツマウスガードの認知度、装着状況を把握するためにアンケート調査も行っています。このアンケートですが、鶴岡市教育委員会スポーツ課の協力によりまして、鶴岡市内百一団体、スポ少、クラブチームに対して実施したものです。その結果、百一団体、千九百十六人のうち、七十五件の保護者の方から一ちょっと回答数が少ないんですが回答をいただき、興味深い結果が得られたとしています。

これ、ずっとアンケートの結果ですが、(画像を示す) マウスガードを知っていますかということについては、八四%が「知っている」という状況にあります。実際にお子様はスポーツマウスガードを使用したことがありますかと、これはほとんど「したことはない」とし、使用したことがあるのは五・三%にとどまっています。

歯科医院でオーダーメイドできることを知っていますかと、これは四割以上の方が「知っている」という状況にあります。さらに、スポーツマウスガードについて説明を受けたことがありますかと、これは実際に使った人が「受けた」という状況になっているということです。さらには、歯科医院で作るマウスガードの金額は妥当ですかという質問に対しては、八割近い方が高いと感じていると。金額が安価であれば装着を希望しますかと、これには七割の方が「希望する」と答えています。

このアンケート結果、今申し上げましたが、様々な要因がありますが、県歯科医師会では、もう少し安価であれば製作したマウスガードの装着率が上がるのではないかと、例えば行政からの補助金等があれば装着率は上がる可能性があり、そうした支援の必要性が示唆されるというふうにとまっています。

また、鶴岡市でのアンケートであります。スポーツに関わる保護者の思いからすれば、全県下での傾向と合致するというふうアンケート調査をまとめてくださっています。

スポーツマウスガードなしでけがをするとどうなるか——このように歯を失ってしまいます。(画像を示す) 永久歯は生え変わリませんので、歯を失ってしまうばかりか、衝突した際に相手にけがをさせることもありますので、これはやはりスポーツマウスガードが重要だということが分かります。

以上、山形県歯科医師会のスポーツマウスガードの普及啓発の活動状況、スポーツに取り組む子供たちの保護者のアンケートを御覧いただきました。

こうした県歯科医師会の活動やアンケート調査の結果を受けて、県では、スポーツに取り組む子供たちの口腔外傷を予防する上でスポーツマウスガードの重要性や装着の必要性をどのように認識しているか、県におけるスポーツマウスガードの具体的な普及啓発等の在り方について、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 スポーツ活動における安全安心の確保を図るためには、競技の特性や事故発生の状況を踏まえた事故の防止・けがの予防などに関する正しい知識の普及や理解の促進が重要と考えております。

スポーツ活動における全年代を通じた傷害部位別の事故発生の状況について、令和四年度のスポーツ安全協会の傷害保険に係る全国統計では、口と歯の占める割合は全体の一・六%となっております。また、令和五年度の日本スポーツ振興センターのデータでは、県内学校でのスポーツ活動における口と歯の負傷件数は、小学校十六件、中学校十三件、高等学校二十三件で、小中高における負傷件数全体の一・二%となっております。

こうした中、口と歯のスポーツ外傷の予防に有用とされるスポーツマウスガードにつきましては、国民スポーツ大

会の四十一競技の中で、特に激しい身体的接触を伴うボクシング、ラグビー、ホッケー、アイスホッケーの四競技で公式大会での着用が義務づけられ、バスケットボールやレスリング等の七競技では着用が可能とされ、その他三十競技については、ルール上の規定は定められていない状況です。

スポーツマウスガードは、直接的な外力による選手自身の口・歯などの外傷防止や、相手方の歯との衝突による頭部・顔面などの外傷予防・軽減、さらにはスポーツ中の強い噛みしめによる歯のすり減り等の予防・軽減について、効果的な装着品の一つとされておりま

す。県では、昨年度、県歯科医師会の協力をいただき、スポーツマウスガードについて、県高体連や県中体連、県スポーツ協会等を対象に専門歯科医師による研修会を開催し、マウスガード装着によるスポーツ外傷の予防や有用性等について理解の促進に努めてまいりました。

スポーツを取り巻く環境は、少子化の進展や部活動の段階的な地域移行など大きく変化しており、子供のスポーツ活動の場は、これまでの学校部活動の場にとどまらず、スポーツ少年団や地域クラブでの活動など広がりを見せております。

県としましては、スポーツ活動の事故防止・けがの予防等に関する知識の普及や理解の促進に向けて、スポーツマウスガード装着の有用性等も含め、引き続き、県歯科医師会や関係スポーツ団体、市町村、教育委員会等と連携しながら、スポーツ少年団や地域クラブ、各競技団体や体育関係団体等へ幅広く情報提供するとともに、コーチや監督など指導者を対象とした研修会での周知を図るなど、スポーツ活動における安全安心の確保に取り組んでまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 部長、ありがとうございました。

研修会を開催していただいたり、スポーツマウスガードに対する理解を得ようとしているということがよく分かりましたし、また、けがの割合でもパーセンテージが低いんだというようなデータがあることは十分分かりますが、歯の場合は一度失うと再生しないというところもありますので、その重要性というものをさらに考えていただければと思います。

そして、スポーツに取り組む子供たちの安全を守るという視点からすれば、教育委員会にも関連することだと思

いますので、昨年十二月の一般質問で御答弁をいただいておりますが、改めまして教育長にそのお考えをお伺いしたいと思

います。○柴田委員長 高橋教育長。○高橋教育長 スポーツマウスガードの使用についての県教委の考え方についてでございますけれども、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、そして日本中学校体育連盟に加盟いたします三十六の競技団体のうち、公式大会出場の条件としてスポーツマウスガードの着用が義務づけられております競技といたしますのは、先ほど観光文化スポーツ部長の答弁にもございましたが、ラグビー、ボクシング、ホッケー、アイスホッケーの四競技となっております。

このような状況から、スポーツマウスガードの着用につきましては、それぞれの競技特性を踏まえながら、各競技団体において着用の効果等について評価・分析を行い、必要性や有用性というものを検討することが重要なのではないかと考えているところでございます。

県教育委員会といたしましても、引き続き観光文化スポーツ部とも連携を図りながら、高体連等に対しまして、スポーツマウスガードに係る情報提供でありますとか、指導者等を対象といたしました研修会、講習会への参加促進につ

きまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 ありがとうございます。

観光文化スポーツ部と教育委員会が連携してというお話が今ございました。私、この質問の調整を当局の方々とさせていただきましたが、その際に少し違和感を覚えたことがございました。スポーツマウスガードの普及啓発というただいまの質問の趣旨からは少し外れますけれども、私のこの質問が、「児童生徒」とした場合は教育委員会で答弁します。「スポーツに取り組む子供たち」とした場合は観光文化スポーツ部で答弁します。県の仕事は事務分掌でしっかりと分かれていますので、そのことは私も当局経験がございますので理解しますが、しかし、児童も生徒もスポーツに取り組む子供たちもこれは同じなんじゃないですか。

子供たちの安心安全なスポーツ環境を整えるためには、観光文化スポーツ部と教育委員会の連携は必要不可欠だと思います。競技スポーツ、学校体育などの区分で、確かに県としての担当、役割は分かれていますかもしれませんが、スポーツに取り組む子供たちを区別することはできないと思います。観光文化スポーツ部と教育委員会との連携体制をより強固なものにしないと、対応する組織の違いでスポーツに取り組む子供たち、児童生徒の安全が守れないなどということが発生する可能性もあります。県の組織のはざま子供たちの安心安全が守れないなどということがない

ように、切に希望いたします。

そして、スポーツマウスガードについては、他の競技の装具などとの公平性もありますし、それぞれの必要性もありますので、これはぜひ広い視野で、子供たちをスポーツ障害から守るための全体的なこの装具の普及啓発、支援の在り方について研究を行っていただけるように希望いたしますが、教育長、何かコメントがあればよろしく願います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 スポーツというのは非常に大きな概念でございまして、それに取り組む方々というのは、委員お話しのとおり、児童生徒から高校生、大人まで幅広く存在しておりますので、そういう方々の健康をどう確保するかというのは極めて重要な課題だと思います。

そういう意味では、県の中ではそれぞれの役割分担がございましてけれども、そこはしっかり連携をしていくことが重要ですし、繰り返しになりますが、この必要性については、やはりスポーツ競技団体がそのスポーツの特性、それから専門的な観点からしっかりと御検討いただいて、一定の方向性が出れば、その流れに沿っていろんな対応が進んでいくものだと思いますので、そこを機軸に、しっかりと観光文化スポーツ部と教育委員会も連携しながら取り組んでまいりたいというのが基本でございまして。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（正）委員 ありがとうございます。

ぜひ県庁内で連携してこのことについて研究をしていただきたいと思っておりますし、また、普及啓発については県の歯科医師会と十分に連携をしながら、どういう状況なのかというのを連絡調整しながら普及啓発に努めていただければと思います。

次に、学校薬剤師の適正配置について教育長にお伺いいたします。

学校薬剤師は、学校医、学校歯科医とともに子供たちの健康を守っています。また、学校の施設・設備や環境について検査をして子供たちの快適な教育環境を守っているわけですが、このほかにも、薬の教育——一般質問で鈴木学議員からオーバードーズの質問もありましたが、薬物乱用防止、こうしたことについても指導助言を行っています。

しかし、この学校薬剤師の県内での配置が適正な状況になっていないのではないのかという訴えが県の薬剤師会からありました。

例えば、今年度鶴岡市に新たに開校した致道館中学校・高等学校では、中高合わせて一名しか配置されていません。こうなると、検査などは中学校と高校の二校あるにもかかわらず一名の配置と、一校分の報酬ということになります。さらには、特別支援学校などでは、山形、天童、村山と離れているにもかかわらず、一人の薬剤師が掛け持ちで受け持っているという状況にもあるようです。こうしたことでは、学校薬剤師としての役割を十分に果たせない可能性もあります。しかしながら、これ、地域によっては薬剤師不足ということもありますので、一校一名の確保ができないということもあるかもしれません。その場合は、報酬の額によって調整するなど、柔軟な考え方で配置基準を決めて対応すべきだと考えます。

こうした学校薬剤師の現状を踏まえまして、配置基準、報酬の在り方について改善する考えはないかお伺いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

学校薬剤師につきましては、学校保健安全法の規定に基づきまして、県立学校一校に一名ずつ配置しており、令和六年度は、薬剤師会の協力をいただきながら、延べ五十三名配置しております。

学校薬剤師の職務に関しましては、学校保健安全法施行規則において、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること、環境衛生検査に従事すること、学校の環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導及び助言を行うこと等とされております。

今般、学校薬剤師の配置や報酬について北海道や東北各県など近県の状況を確認いたしました。まず、配置状況ですが、例えば、お話のありました中高一貫校への学校薬剤師の配置につきましては、本県同様に一つの学校として一名を配置している県、そして一名の配置ながら報酬を割増している県、中学校・高等学校それぞれに一名ずつ配置している県など、その対応は様々でありました。

また、学校薬剤師の報酬につきましても、本県と同様に、学校の規模を問わず年額で定めている県、学校の規模に応じて年額を定めている県、そして基本額に環境衛生検査を実施した場合に加算している県など、その態様は様々な状況にありました。なお、総じて見ますと、本県の報酬は比較的高い水準にあるというふうになっておりました。

県教育委員会といたしましては、学校薬剤師の業務量や他県の状況等も参考にしながら、学校薬剤師の配置や報酬の在り方につきまして、今後しっかりと検討してまいりたいというふうを考えております。

○柴田委員長 佐藤委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いします。

○佐藤（正）委員 ありがとうございます。

ただいまの学校薬剤師に関連して、学校環境衛生検査、これ完全実施に至っていないという状況にあるようです。

これは様々な要因があると。県立、市町村立であるかの違い、また担当薬剤師の対応方法の違いなどがあるようですが、このことについては、各校の検査内容などの調査を行った上で、検査内容の認識に誤りがあれば修正する必要もありますし、不足している機器もあるというふうに聞いていますので、これについても薬剤師会、各学校と連携しながら早急に補充するなどの対応を求めたいと思いますが、そのお考えについて伺いたいします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

学校環境衛生検査につきましては、大掃除の実施状況やネズミ・害虫の生息の有無、教室の換気や室温の状況、ダニ、アレルゲンの有無、教室や黒板等の照度、飲料水の水質及び施設・設備の状況など、毎年度定期的に実施しなければならない検査項目と、過去に実施した検査結果において基準を満たし、それ以降、教室等の環境に変化が認められない場合など一定の条件の下で省略が可能な検査項目があり、検査項目ごとに具体的な検査方法が定められております。

県立学校における令和五年度の学校環境衛生検査の実施状況について確認をしてみたところ、毎年度実施しなければならない検査項目の一部につきまして、養護教諭が日常的に簡易な方法で検査を実施していることや、過去の検査結果が基準値内にあったことをもって省略可能との誤った認識から実施していない、省略していた学校がございました。

検査項目の中には、浮遊粉じんの状況や騒音の状況など、比較的高価な検査機器を必要とするものもありますが、これら検査につきましては、県立学校につきましては、外部委託等によって実施しているとのことであります。

県教育委員会といたしましては、学校における児童生徒及び職員の心身の健康保持を図るため、県立学校はもとより市町村立学校に対しましても、学校環境衛生検査の適正な実施につきましてしっかりと指導・助言をしまいたいというふうに考えております。

○柴田委員長 佐藤正胤委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会